

平成27年（2015年）3月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成27年3月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年3月19日（木）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量	16番	平野倅規

（うち遅刻議員）

8 番 入江康仁

不 応 招 議 員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野 和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村 吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保 建作	海山総合支所長	上村 康二
教育委員長	森本 鑛平	教 育 長	安部 正美
学校教育課長	玉津 武幸	生涯学習課長	宮原 俊也
監 査 委 員	松 永 剛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野 隆志
書 記	奥村 能行	書 記	玉本 真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

11番 奥村武生 12番 東 篤布

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆さま、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、8番 入江康仁君から、所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

東清剛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

また、議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

日程第1

東清剛議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 奥村武生君

12番 東 篤布君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することにいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日の定例会冒頭にあたりまして、1件のご報告をさせていただきたいと思えます。

報告につきましては、第76回国民体育大会・公開競技の会場地市町の選定についてでございます。平成33年に三重県で開催される第76回国民体育大会につきましては、正式競技のソフトボール、少年女子の会場地市町として、三重県国体準備委員会に紀北町を選定していただいておりますが、公開競技のグラウンドゴルフについても誘致に取り組んでまいりました結果、3月18日同準備委員会の第5回常任委員会におきまして、紀北町会場地市町として選定をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

なお、開催予定施設は赤羽公園野球場及び多目的広場、赤羽小・中学校運動場でございます。今後は協会の方々と協議や調整を進めまして、施設整備や受け入れ体制など、開催に向けて準備するとともに、町内にグラウンドゴルフの普及促進を図るなど、機運を高めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

以上、ご報告いたしまして、本日の定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

東清剛議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第3

東清剛議長

次に、日程第3 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件についての、各常任委員長からの審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 玉津充君。

玉津充総務産業常任委員長

おはようございます。

平成27年3月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今定例会で付託されました案件につき、3月5日、木曜日、午前9時30分からと、3月11日、水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、5日は委員8名、11日は委員7名の出席のもと開会をいたしました。

説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、福祉保健課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の各課長及び職員であります。

また、今定例会において付託されました案件は、

議案第1号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例

議案第2号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

議案第3号 紀勢自動車道地域振興施設条例

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による関係条例の整理に関する条例

議案第5号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例

議案第6号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例

議案第7号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例

議案第12号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例

議案第20号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について

議案第21号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

議案第22号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について

議案第23号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について

議案第24号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定について

議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設建設工事請負変更契約の締結について

議案第26号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

て

議案第27号 紀北町道の路線変更について

議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算

議案第38号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第7号）

の議案22件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告します。

審査において提出されました関連資料はすべて配付させておりますので、ご参照ください。

まず、議案第1号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例についての審査を行いました。

質疑に入り、教育委員長を廃止して、教育長になるわけですが、その辺のことについて、もう一度詳しく説明してくださいという質疑に、今回の改正は教育長と教育委員長を一本化して、新教育長とするということです。これまでの教育委員会のトップは教育委員長ですが、事務全般のトップは教育長ということで、その責任関係が不明確でわかりづらいということがありました。そこで、統一して教育委員長は教育委員に、教育長は町長が任命する特別職ということで、教育長になるということです。これまでは、町長が直接任命するのではなく、教育委員として任命して、教育委員会を開いて、その中で教育委員会が教育長を任命するということでしたが、この改正により、町長が直接教育長を任命するということになりましたとの答弁でした。

次に、事務分掌の執行の状態を考えていくということだけでなく、根本的に今までの教育委員会と教育長で合議して、教育委員会は独立した格好でやってきたわけだが、これが教育長一本になると、町長、市長、そういう格好で任命しますと、独自性や自主性が全く失われてしまって、戦前のようにならないかという危惧が声として出ています。そういう意味で、この独立した教育行政が指揮命令方針もすべて、町長、市長の判断でできるわけで、教育行政そのものが根本から政治と教育というものが今まで分離されて運営されてきたのに、そこがなくなってしまうと言ってもいいぐらい、この問題は大きな問題を含んでいるということです。そこら辺のことがどのようにカバーできるのか、できかねないと思うのですが、課長の意見を求めますとの質疑に、おっしゃることはよくわかるのですが、法改正として首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が発生す

るということになります。教育のことは教育委員会にお任せということですが、法もスタンスもこれまではそうでしたが、矛盾する点としては、予算的な執行は行政のほうにあり、その点が分かれているところがありました。いじめの問題等で教育委員会が中心になって対応してもらうのですが、そればかりではなかなかできない部分があると聞いています。その辺を合わせて、首長もある面、教育行政に関与するというのは今回の改正の大きなところだと思います。ただ、すべてに関与するというのではなく、教育に関する大綱など、そういった大筋のものは首長が決定すると聞いていますが、その辺は極端な話ではないというふうに考えていますとの答弁でした。

次に、この条例の中に、教育長がどうやって選ばれるかという文面はありません。それは必要ではないのですかとこの質疑に、どのようにして選ぶかというのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で謳われています。町長なども選挙で選ばれますということは、どの条例にもありませんので、それは法に従ってということになりますとの答弁でした。

次に、現在、教育委員が5人です。教育委員長がなくなるということは、1人減らすのかどうかということと、教育委員長という名前がなくなるだけで、いずれにしても経過措置で今の教育委員長がいるうちは、今までどおりいくわけでしょうが、その辺どのように考えますかとこの質疑に、教育長が新教育長になります。教育長は委員ではないため、委員は4名となりますが、結局は教育長も含めると今と同じ5人ということになりますとの答弁でした。

このほかに、6件の質疑と答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、私は教育行政と一般行政はきちっと仕分けしないと、上からの縦線で方針が決まったら、それをやらなければならないという方針は、独立や自主性、子どもたちの教育全般にかかわる教育委員会ですから、そこはきちっとメリハリをつけておくべきだと、そのほうが一方的な方向に行かないということは、大事にすべきだという思いで反対しますという、反対討論がありました。

賛成討論はありませんでした。

採決に入り、可否同数、委員長裁決によって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第2号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についての審査を行いました。

課長から、追加説明のあと質疑に入りました。

この条例の制定により、今までの保育料とは違い、各家庭の所得により町独自の金額で設定できるようになるのですか。独自設定できないのであれば、条例制定する理由はあるのですかとこの質疑に、町の規則で定める保育料の設定は、これまでと同様で考えています。国から示された限度額もこれまでと同じです。条例を制定する理由としては、これまでの児童福祉法の根拠規定から、子ども・子育て支援法に根拠規定が変わることによるものですとの答弁でした。

次に、幼稚園の保育料は利用者の減少もあり、上げないようにしていただきたいのだがこの質疑に、新制度においても町立幼稚園の保育料は変わらないと聞いておりますとの答弁でした。

次に、ある保育所から、本来、町がすべき保育料の徴収を保育所が代わりにして、集めた保育料を町に納めていると聞いていますが、実際はどうなんですかとこの質疑に、制度上は、保育所の徴収義務はないと思いますが、保育所にご協力をいただき、町としても大変助かっていますとの答弁でした。

次に、制度が変わり、保育所が制度の選択をできるのか。また、新制度に移行する保育所は町内にはないのですかとこの質疑に、町内の保育所で新制度に移行するということはありませんとの答弁でした。

次に、この制度が理解しやすいように、新旧の制度が対照的に見られる表があれば提出してくれませんかとの質疑に、子ども・子育て支援法の制定等に伴う関係法令新旧対照表、子ども・子育て支援法の制定等に伴う児童福祉法の改正新旧対照表が資料として提出されました。

このほかに、5件の質疑と答弁がありました。

これで質疑を終了し、討論に入り、反対、賛成討論それぞれありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第3号 紀勢自動車道地域振興施設条例についての審査を行いました。

質疑に入り、駐車場を含めた施設内での街頭演説や集会などについては、施設管理者の代表者が判断するのか、町長に諮るのか、それとも条文の中に含まれるのか、どのように対応するか考えていますかとこの質疑に、施設条例第8条に行為の制限が記載されています。また、町長が許可したときはこの限りでないとも記載されていますとの答弁でした。

次に、第1条にある目的は、十分に反映されるということによろしいのですかとこの質疑に、

第1条に観光情報や地域特産品等を提供して、観光振興及び地域の活性化を図るためということで設置させていただいておりますとの答弁でした。

次に、第8条の町長が許可したときは、この限りでないとあるが、ある程度わかるようにしていただきたいということと、第11条の損害賠償について、犯罪などの刑事事件の場合は、どうなのか説明してくださいとの質疑に、行為の制限については、第8条に規定されていますが、細かい部分はそのときに判断しなければならないものも多々あるかと考えています。損害賠償については、故意又は過失により地域振興施設、付随設備又は器具等を損傷し、汚損し、又は滅失した場合等の規定をしていますので、刑事事件等については、警察の担当になると考えていますとの答弁でした。

このほかに、3件の質疑と答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論はありませんでした。賛成討論として、第1条が遵守されるということを願って、賛成するものでありますという賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による関係条例の整理に関する条例について審査を行いました。

質疑に入り、議案書13ページの昨日の質疑でも議員から出ていましたが、教育委員会の委員報酬の月額は、これは教育委員長を廃止して、教育長一本にすることに合わせて、変えることはできないのかとの質疑に、今回の改正は法改正に伴って、委員長がなくなるということだけを改正するものであり、その報酬額がどうなのかということは、改めて検討する必要があります。

今回の提案理由としては、法律改正に基づいてということなので、その部分は考えていませんとの答弁でした。このほかに、1件の質疑、答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。

採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第5号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例についての審査を行いました。

質疑に入り、行政不服審査について、町に当てはめた場合、どのようなことがあるのか、

大筋を説明願いますとの質疑に、行政不服審査は行政処分に関して、国民が見直しを求めて、行政庁に対して不服を申し立てるときの手続を定めたものということですのでとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。

採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第6号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑に入り、本会議の中では、許可認可を認めるための条例だという話でしたが、具体的にもっとわかりやすく、例えばの話でも結構ですので、こういうものだということを説明願いますとの質疑に、条例の性格を申し上げると、法でもそうですが、いろいろな許認可に関する申請が多岐にわたりありますが、それを認めたり、拒否したりする、どちらかの意味でも処分といいますが、その申請に関する手続を示したものであるということです。それを受けて、許可を取り消したり、一定期間の営業停止等を命じる処分、不利益処分なども手続条例の中で謳っていますし、行政指導なんかをすることができるなど、そのときの手続について謳っているものですとの答弁でした。

ほかに、3件の質疑と答弁がありました。

これで、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。

採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第7号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑に入り、マイナンバーそのものが、漏れるということはないと思いますが、個人情報が流れる心配ということがあります。100%近い数字で個人情報が流れないということはあるですか。流したときの罰則規則は、特に設けていないのですかとの質疑に、心配はごもっともですが、これは個人情報保護条例というよりは、番号法の関係だと思いますが、当然、罰則なども制定されています。行政間で連携を図って、国・県・市町と日ごろ仕事上で使用する部分の情報は、個人個人のものが集約されて、それを取得することができます。その後、マイポータルサイトができて、一人ひとりの住民が自分の情報、番号を持って確認することができるまで、システム的には整備されると聞いています。情

報漏えいを危惧されることはごもっともですが、そういうことがないように、システム的にも厳しく、充実したものにしていくことだと思いますとの答弁でした。

次に、このマイナンバー制度の連動によって、この法律は変わっていくと思いますので、今後のマイナンバー制度の導入にあたって、平成28年1月から施行されると思いますが、行政の対応に関して、町民の皆様にご存知いただくほうが良いと思いますので、質問をさせていただきますとの質疑に、これからの流れですが、まず、番号法の公布が平成25年5月にされまして、それが法律全体としては、この番号法の法律の施行の予定は平成27年10月1日で、その日から個人の番号が付番され、住民への通知は10月以降にされると聞いています。そして平成28年1月1日から、個人番号の利用開始に、予定ではそのときから個人番号カードの交付が始まります。最初は通知だけで、12桁の番号が送られてくるだけで、個人番号カードの交付申請をして、交付を受けますと、それが平成28年1月からとなります。メリットは、自治体間、国・県の機関から市町それぞれがネットワークでつながって、連携が始まるのが平成29年7月を予定しています。付番して住民に通知するのは当町ですと、住民課で実施されます。平成27年度はその準備の委託料等の予算を計上して、準備を進めているところですよとの答弁でした。

次に、法人のマイナンバー制度もあると聞いていて、その法人が、もし個人情報が漏れたいした場合に200万円、若しくは4年以下の罰則というのがあります。行政のほうから漏れた場合、今まで言われているのはどこから漏れるのか、ネットで漏れる可能性もありますが、社員や職員から漏れるという、そのときの行政側の罰則は当然ありますよね。おわかりでしたら答弁をお願いしますとの質疑に、地方公共団体の職員が対象となる規則として、正当な理由なく個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役、若しくは200万円以下の罰金、又は、これらを合わせた罰則があります。例としては、業務で取り扱っている住民税の納付状況が記録されたデータベースを売却した場合、4年以下の懲役、若しくは200万円以下の罰金、ケースによっては、その両方とも科せられることになっていますとの答弁でした。「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の罰則規定について」という資料の提出を求めました。

このほかに、8件の質疑と答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。

採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第9号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑に入り、変更内容だけ簡単に説明してくださいとの質疑に、軽自動車税の納付期限が、現在4月末日となっているものを、5月末日へ変更したいとするものでありますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第12号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第20号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑に入り、この交流ホールの指定管理者について、最初からの経緯、特に、指定管理の引き継ぎ、更新といったところの初年度からご説明いただけませんかとの質疑に、平成18年に、最初、指定管理を指定しました。当初、3年ということで指定しました。その後、前回から更新は5年ということで行っていますとの答弁でした。

次に、3年から5年に伸びた理由は、どういう理由があるんですかとの質疑に、当初、3年ということで設定していましたが、経営面を考えると、いろいろな投資で、例えば車の投資であるとか、そういったものは3年ということになると機器を含めて、期間中でなかなか償却できないだろうということがあります。ほかの事例などを見ますと、やはり5年というところが多いので、前回から5年で更新させていただいておりますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第21号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についての審査を行いました。

これも指定の期間が5年なのですが、キャンプ場オープン当時から指定管理の更新具合について、答弁いただけませんかとの質疑に、これについても、前回まで3年ということでしたが、今回、新たに5年ということにさせていただいておりますとの答弁でした。

3年から5年になった理由について、その前の議案でも聞きましたが、内容について答弁を願いますとの質疑に、これも同じようなことで、いろいろな機器、車両であるとか、更新するにあたり3年ということだと、償却もできないということ、もし、仮に管理者が変わった場合には困ります。そういったこともありますので、ほかの事例も含めて考え合わせたくて、5年が適当であると判断しましたとの答弁でした。

次に、以前は全部公募で、今回も公募という格好をとられたのですが、前のときは結構応募者があったように思います。現在は、どのような状況なのか。それと指定管理料のインセンティブについての詳しい資料をいただきたいとの質疑に、公募の状況については、昨年12月から1カ月少しの間、募集をかけました。その間に応募があったのは、今回1者ということでした。前回の募集のときは4者の方が来ていただきました。その後、選定委員会を開催し、1者のときも同じように、その中でプレゼンテーションを行い、その内容が適正と判断していただきまして、今回、議案に上げておりますとの答弁で、また、紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理についての資料の提出がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともありませんでした。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第22号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第23号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑に入り、この指定管理が始まったのは、いつからですかとの質疑に、1回目は、平

成18年9月1日から平成22年3月31日までの3年7カ月です。2回目の指定は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間ですとの答弁でした。

次に、木材乾燥機場の利用実態を教えてくださいとの質疑に、木材乾燥会場には、現在、6基の乾燥機があります。そのうち、町が指定管理制度により木材協同組合に指定しているのが2基です。残り4基は、木材協同組合が独自で整備した乾燥機です。乾燥量は6基で、年間約1,600立米ですとの答弁でした。

そのほかに、4件の質疑と答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第24号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑に入り、紀勢自動車道地域振興施設条例第1条がどのように実践されるのか。問題点が出たときなど、さまざまな情報が議員に入ってくると考えるが、議員が意見を言える場は一般質問で言うしかないのですか。また、施設運営の利益は町に還元しないのですかとの質疑に、議員の皆さんが意見を言う場所については、1年に一度指定管理者から町に事業報告をいただきます。それをご覧になってもらうことも可能かと考えます。また、指定管理期間5年間としていますので、5年間の成果も踏まえ、次期の指定管理者の選定を検討していかなければならないと考えています。

次に、利益の還元については、指定管理者の候補者の「みえ熊野古道 JAPAN」の定款では、余剰金を分配することができないとなっています。余剰金についてはまちづくりや、人材育成等に使用すると聞いていますとの答弁でした。

次に、物産等の納入業者は、公募になると思いますが、商工会員かどうかは関係ないのですかとの質疑に、指定管理者の候補者を選定するにあたっての聞き取り調査の中で、納入業者は商工会員であるかどうかは関係なく、公募したいと聞いていますとの答弁でした。

次に、指定管理者は、募集をかけたのですかとの質疑に、募集はかけていません。その経緯を説明しますと、昨年1月に地域振興施設の運営方法や管理団体等についての検討を正式に商工会にお願いしました。その答えの中で、一般社団法人みえ熊野古道 JAPAN を設立するので、その団体が一番適当であるという提案をいただきました。それを踏まえて、町と商工会、みえ熊野古道 JAPAN の聞き取り調査の結果、やはりここが一番最

良ではないかという判断のもと、指定管理者の候補者を決定しましたとの答弁でした。

次に、指定管理者に対して、指定管理料は、年間いくら払うのかとの質疑に、指定管理料として37万 3,000円に消費税を加えた額を支払います。これについては、2階部分が営業でなく、町のPRスペース、緊急時の防災用施設として使用するのので、通常の清掃と電気料金等を指定管理料として払いますとの答弁でした。

次に、地域振興施設の電気、水道、ガス料金は、指定管理者で負担するのかとの質疑に、そのとおりです。地域振興施設以外の国土交通省が整備するトイレ、駐車場、それに付属する施設等の清掃や消耗品等については、施設の占有条件として、町が負担することになってます。その費用は、約 330万円です。道の駅海山でも約 300万円だと聞いています。また、地域振興施設の浄化槽の法定点検料等は町で支払います。国土交通省の浄化槽の法定点検料は国土交通省が支払いますとの答弁でした。

このほかに、2件の質疑と答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、公募すると思っていたので、公募しないなら、最初から商工会に一任という説明があってもよい。町民のためになるのかどうかを考えて、税金を使って1企業を応援しているだけではないかと判断して、賛成できないとの討論がありました。

また、この法人は利益を分配しないということだが、利益が出た場合に、報酬や接待費に使用するのか不明であり、こういう発想自体おかしいと思いますとの反対討論がありました。

賛成討論はありませんでした。採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設建設工事請負変更契約の締結についての審査を行いました。

質疑に入り、工事の進捗状況は、いかがですか。オープンの見込みはいつですかとの質疑に、工期については3月20日となっています。順調に進んでいると聞いてます。現在、町と国土交通省が工事を進めており、工事の進捗状況を見ながら、国土交通省と町と指定管理者の3者でオープンの時期について、検討していきたいとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第26号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結

についての審査を行いました。

質疑に入り、三浦漁港の完成予定年度はいつになるのですかとこの質疑に、現時点では、平成23年度から平成27年度までの5カ年計画で事業を実施しております。ただ、現場での進捗率を考えると、平成27年度完成には至りません。今後、国・県とも事業期間の延伸について協議していきたいと考えています。平成32年度が合併特例債の期限でありますので、平成32年度までの事業の延伸ということで、協議を進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、三浦はあと5年ありますが、矢口浦の進み具合が危惧されていますが、どうですかとの質疑に、矢口漁港海岸については、用地取得を最優先に事業を進めています。平成27年度予算についてもすべて用地取得が完了するような予算を計上しています。今後、具体的に用地交渉を進めていく中で、困難な場面もあるかも知れませんが、最大の努力を払って事業を進めていきます。また、用地取得後に工事に着手しますが、ノリ養殖業者とも工事期間等については協議していきます。工事の手法については、1点着工や2点着工についても、国・県とも協議のうえ、事業を検討していきたいと考えてますとの答弁でした。

このほかに、3件の質疑、答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。

採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第27号 紀北町道の路線変更についての審査を行いました。

質疑に入り、これは、東建興業の近くの高速道路の下に、現在、施工中の道路につながる道路ですか。幅員はどれだけですかとの質疑に、委員のおっしゃるように高速道路関連で、現在、側道の工事を行っている箇所に接続します。現在の幅員は、2.2mから4mです。改良により2.2mから6mとなりますとの答弁でした。

次に、今年度予算に計上しているのですかとこの質疑に、平成26年度予算で測量設計業務が完了し、平成27年度予算に、土地購入費と工事請負費等を計上していますとの答弁でした。

次に、工事箇所について、中心近くに、アパート等も建設されていますが、通行止めの日数はどれぐらいになりますかとこの質疑に、今回の変更箇所については、町道としては、まだ供用を開始しておらず、新たにつくるものです。それなので、現状の通行止めということにつきましては、進入口付近で多少かかわりがあるかも知れませんが、それ以外では

特段の支障をきたすことはないと考えていますとの答弁でした。

ほかに、2件の質疑と答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、「議会事務局」所管分については、質疑がありませんでした。

次に、「総務課」所管分については、予算書24ページの町議会議員選挙費で366万1,000円のマイナスとなっていますが、この予算との整合性、差額に関しての説明をお願いしますとの質疑に、これは、町議会議員選挙で、すべて町費で支出しています。できる限り節減を図って開票等についてもいろいろな機器を導入して、時間外の金額を削ってきたり、事務用品等もできるだけ節減を図るといようなことで、全体的にそういった執行をしていますので、これだけの減額になりました。ただ、予算計上のときは、ある程度のものを見込んでしませんと、足りなくなるといけませんので、1,300万円ぐらい見込ませてもらっていたのですが、1,000万円を切ったということですとの答弁でした。

このほかに、1件の質疑と答弁がありました。

次に、「財政課」所管分については、質疑がありませんでした。

次に、「企画課」所管分については、質疑がありませんでした。

次に、「税務課」所管分については、質疑として、予算を減額した要因を教えてくださいとの質疑に、固定資産税の評価時点修正業務が不要になったことによる委託料の減ですとの答弁でした。

時点修正というのは、どのような業務ですかとの質疑に、固定資産評価は3年に一度見直しをしています。その年の1月1日と7月1日の評価に変動があった場合、修正を行う業務ですとの答弁でした。

次に、「農林水産課」所管分については、歳出予算の33ページから36ページにおいて減額が多いのは、国庫支出金が削減されたことによるものと認識すればよいのかとの質疑に、当初予算計上時においては、国、県に対する要望額ベースで予算要求、予算計上していますが、国、県から内示、交付決定がなされ、事業の精算をした結果、補正の減額となったものですとの答弁でした。

予算書34ページの林業施設費の森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業の 716万 6,000円の減額は、事業を実施しなかったのですかとの質疑に、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業は実施しています。当初予算として 1,336万円を見込んでいたところ、県の予算付けにより、精算見込みが 619万 4,000円となり、 716万 6,000円の減額となりましたとの答弁でした。

次に、どこの地区で事業実施しましたかとの質疑に、海山区馬瀬地区で実施しました。事業面積は、 13.25ヘクタールの更新伐、及びその他森林の状況調査等を実施していますとの答弁でした。

このほかに、 1件の質疑と答弁がありました。

次に、「商工観光課」所管分については、37ページ、地域の企業と大学生マッチング支援事業について、33万 7,000円の減額となっていますが、これは国県支出金が減額になったことによるものとみてよろしいのでしょうか。詳細も含めて説明いただきたいとの質疑に、この事業については、南部地域活性化基金事業ということで、尾鷲市と協同でさせていただくということです。事業費については、 135万円程度で、紀北町の負担分は半額分ということです。当初、お互いに基金をもらって事業をするということで考えていましたが、基金については幹事である尾鷲市のほうに、紀北町の分も含めて入ることになりましたので、その部分について補正をしました。減額をしましたとの答弁でした。

次に、37ページ、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業で、 1,389万 1,000円の増額になっていますが、その理由を説明してくださいとの質疑に、キャンプinn海山の収入が、今回、大幅に増えたということですとの答弁でした。

このほかに、 2件の質疑と答弁がありました。

次に、「建設課」所管分については、41ページ、木造住宅耐震補強事業について、なかなか進んでいないようですが、どうですかとの質疑に、木造住宅の耐震については、当初予算では耐震設計及び耐震補強として 5戸計画していましたが、今年度の実績は各 1戸となっています。耐震診断については、60戸を予算計上し、60戸すべて実施しました。進まない原因としては、さまざまあると思いますが、すべて補助金で賄えるというものでなく、本人の費用負担が発生することにあると思います。各世帯の家族構成等にもより、なかなか進んでいないというのが現状です。との答弁でした。

次に、38ページ、39ページについて、予算の減額が多いが、国県支出金の減少によるものですか。また、38ページの町道道路改良事業についての説明をお願いしますとの質疑に、

39ページの海岸環境清掃業務委託事業の減少については、県からの委託で行っている事業で、台風等の大雨に漂着した流木等の処理を県から委託を受けている事業です。この減少については、今年度は大雨時に処理すべき流木等の数量が少なかったためであり、県からの委託金の減少によるものではありません。清掃業務自体が予定数量より少なかったためです。38ページの町道道路改良事業の減少については、町道山本5号線と、町道相賀朝日町2号線の測量設計業務において、入札差金や現地精査により委託金が560万8,000円に確定したことによって、339万2,000円を減額しましたとの答弁でした。

このほかに、3件の質疑と答弁がありました。

次に、「危機管理課」所管分については、課長から追加説明のあと質疑に入りました。

質疑として、4年前にあった東日本大震災以降、避難路、避難場所などの整備の要望が239件あったかと思いますが、整備が終わった箇所、整備が終わってない箇所の数はどうですかとの質疑に、239件の要望については、東日本大震災があった後に、自主防災会などに緊急の要望調査を行った際、要望があった数です。この239件の要望の中には、町で行うことができない要望も含まれています。平成23年度から平成26年度にかけて、町で整備できる要望については、ほぼ整備を完了しています。平成23年度から平成25年度の実績として、小修繕は56箇所、避難路整備は24箇所行っており、その他避難誘導灯の整備などを含めると、事業費は約2億円となります。また、自主防災会への支援として、防災倉庫の整備や活動補助金など3年間で約2,800万円です。239件の要望には含まれていませんが、備蓄品やJ—A L E R Tなどの整備に約2,800万円、3年間で総額2億5,000万円を超える事業を実施していますとの答弁でした。

次に、42ページの三重紀北消防組合負担金の2,799万8,000円の減額理由を教えてくださいとの質疑に、減額の主な要因は、消防救急デジタル無線の業務の精算として、入札差金などにより、6,122万2,000円の減額となっており、紀北町は2分の1負担ですので、半分の3,061万1,000円の減額になります。一部増額分を差し引いて2,799万8,000円の減額になっていますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。

採決に入り、全員賛成、よって本案の、本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

10時45分まで休憩いたします。

(午前 10時 33分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 46分)

東清剛議長

総務産業常任委員長、よろしくお願いします。

玉津充総務産業常任委員長

次に、議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、「議会事務局」所管分については、質疑がありませんでした。

次に、「総務課」所管分については、予算書42ページ、一般管理費の中の一般事務管理事業について、アンケート調査をする予算が含まれておりますが、これに関して、いづろにアンケート調査をするのですかとの質疑に、本会議でも申し上げたように、自治区のアンケート予算として61万 7,000円を計上していて、宛名ラベル、ハガキ等の消耗品が3万 3,000円と、通信運搬費としてアンケートの郵送、回収が58万 4,000円ということで、予算計上をしております。実施する時期ですが、アンケートはこういう意味を持ちますと、いうことをきちんと周知をしてからですので、まだはっきりと予定ではありませんが、5月中旬ぐらいに送付することになるかと、事務局としては予定していますとの答弁でした。

次に、予算書42ページの新町制10周年記念事業の中で、本会議でも言われていましたが、実行委員会をつくって、これから詳細なことは決めていくということですが、今の構想は

どういう団体になるのですかとの質疑に、実行委員会を構成する団体として、今、考えていますのは、自治連合会、体育協会、陸上競技協会、スポーツ推進委員、婦人会といった団体の方にお願ひしようかと思っています。メニューについては、子どもから高齢者の方でいろいろ踊り等も含めながら、アトラクシヨンのなものも含め、皆が万遍なく、融和を目的に楽しめるような種目を実行委員会の中で、検討していきたいと考えていますとの答弁でした。

このほかに、12件の質疑と答弁がありました。

次に、「財政課」所管分については、予算書30ページ、ふるさと寄附金で600万円の歳入を見込んでいますが、これは自治体で大きな違いがあります。どこに原因があるのか、広報的なことか、それとも中身の充実したお返しなのか、差が出てくるのはどのような理由だと思われまかとの質疑に、長崎県の平戸市や北海道の上士幌町など、ユニークな特典を付けているところに人気があるようです。また、広報の仕方によっても寄附金が増えると思います。当町では、初めて特典を付けることから、ほかの各市町の条件を見て500件ぐらいが基本だと思ひ、予算を計上しましたとの答弁でした。

次に、今までの経過が記録として残っているのでしたら、今の項目も含めて、あとで書類提出をしていただけるなら願ひします。あと、本会議のときに、大口寄附については考えていますと。いつも100万円ほど寄附していただいている方がいると思いますが、その方に対してはどこまで考えているのですかとの質疑に、本会議で、大口の寄附に関しては別途検討するということでしたが、他の市町村では四季の特典を送ったり、施設優待券等を発送したりしているところがありますので、そのあたりを参考に検討していきたいと考えまかとの答弁があり、資料として、ふるさと寄附金一覧表を提出させました。

次に、45ページ、車検の点検手数料が83万円、これは何台分ですか。車検を受けるのに業者が申請しているはずですが、紀伊長島区、海山区で何件ありますかとの質疑に、海山区3件、紀伊長島区2件の5件ですとの答弁でした。

次に、車検費用というのは財政課だけですか。それと各課は何台持っていますか。役場全体では車両数は相当数になると思うのですが、それは相手方の見積をとって、穩便に5社で行っているのか。その点は、財政課としてはどのように把握しているのかとの質疑に、車検の現状は財政課が所管する集中管理車については、新車購入時の業者に車検を依頼しています。各課においては、各課担当の判断により、業者に依頼していると思います。集中管理車は現在43台で、本庁が29台、支所が14台で、町全体では平成25年度の数字になり

ますが、131台ほどですとの答弁でした。

このほかに、19件の質疑と答弁がありました。

以上で、質疑を終わり。

次に、「出納室」所管分については、35ページ、地図販売料の5,000円についてお聞きします。管内図の販売実績について教えてくださいとの質疑に、平成26年度の売上は2月末現在の実績で5,850円、平成25年度は1万3,200円、平成24年度は9,650円、平成23年度は5,350円です。販売枚数は、平成25年度の実績で5万分の1が5枚、3万分の1が8枚、2万5,000分の1が36枚、合計で49枚ですとの答弁でした。

次に、「企画課」所管分については、45ページの町営小松原住宅管理事業について、町営住宅はすべて企画課が管理しているのですかとの質疑に、小松原住宅のみ企画課で管理していますとの答弁でした。

46ページ、公共交通会議関係費用について、公共交通会議があることを知らなかったが、この会議では、どのような話し合いがされていますかとの質疑に、町内のバス、タクシー、JRなどを含めた公共交通について議論をいただく場で、紀北町の場合は、いこかバスについて多くの議論をしていますとの答弁でした。

次に、三重交通の島勝線は、相賀からのJRや高速バスに上手く乗り継ぎができる時刻設定になっていないので、公共交通会議で問題を提起していただきたい。それができないなら、錦などの先進地の取り組みを勉強して、町で取り組んでいただきたいのだがとの質疑に、さまざまな事案を勉強して、より良い公共交通体系をつくる必要性は感じています。乗り継ぎの改善等については、三重交通と調整を行っていますが、難しい部分も多くあります。今後もより良い公共交通体系を考えていきたいと思っておりますとの答弁でした。

次に、高速バスのラッピングの広告は、どのようなことを考えていますかとの質疑に、目的としては、紀北町の名前を知ってもらうため、8台ある名古屋南紀高速バスのうち、3台の背面にラッピング広告します。新宮から名古屋まで約200キロ、所要時間は3時間52分、3台で1日に3往復しますとの答弁でした。

次に、南紀高速バスについて、高速道路を走行する経路を教えてください。また、予算書27ページの電源立地地域対策交付金について説明してくださいとの質疑に、名古屋南紀高速バスについては、特急と急行と普通の3種類があります。特急は1日1往復、急行は1日3往復、普通は1日に4往復しており、経路はそれぞれ異なります。電源立地地域対策交付金については、町内及び隣接の市町に発電用施設が建設された場合に出る交付金であり、

管理主体が変わったから出ないということはありません。宮川第1、第2発電所と銚子川第2発電所、尾鷲第1、第2発電所の合わせて5施設が対象となっていますとの答弁があり、資料として、名古屋南紀高速線時刻表、南紀特急バス時刻表が提出されました。

このほかに、6件の質疑と答弁がありました。

次に、「税務課」所管分については、12ページ、町たばこ税の予算額が増えている要因を教えてくださいとの質疑に、平成26年4月1日より消費税が8%になり、それにより販売本数も減少すると思われましたが、見込みよりも販売本数の減少がなかったことと、消費税の増額によるものですとの答弁でした。

次に、販売本数は減少していないのかの質疑に、平成26年度当初予算で見込んでいたよりも減少は少ないとの答弁でした。

次に、「農林水産課」所管分については、83ページ、みえ森と緑の県民税市町交付金事業について、立木の伐採は町有林にかかわる部分だけでなく、民有地にもかかわってくると思うが、伐採の仕分けはどうしているのかという質疑に、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の危険木伐採事業につきましては、あくまでも私有林を想定しており、自治会が事業主体となって行っていただく事業に対して支援を行います。また、町有林の危険木については別に計上しており、町有林の管理者として危険な木を伐るとのことですとの答弁でした。

次に、人家裏危険木の伐採は、自治会から要望があれば80%の助成をする。町が実施する場合は、この事業を100%使用する。そういう理解でよろしいか。町有林の下に民家があった場合は使えるのか。町有林や道路等公共物がある場合に使用できると考えてよいのかとの質疑に、町有林における危険木等については、町が事業主体となって行います。その予算については、予算書83ページ、林道・治山関係事業の中で対応したいと考えています。あくまで、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の危険木伐採事業については、私有林で危険な立木があった場合、自治会の事業に80%補助するというものですとの答弁でした。

次に、農林水産課は、町の運営上、一番重要な課だと思います。5年、10年先を見据えて、町民の生活が安定できるよう予算要求をしてもらいたい。農林水産業の衰退をどう乗り越えていくのか。前に進むよう考えていかなければいけない。

農業委員会の歳費が取り沙汰されているが、教育長の報酬が安いことに関して、町長は、歳費のことは公平に考えていくと言っていたが、各課も委員の報酬については、同様に考えていかなければいけない。

山林作業員の方についても働きやすい場所にしなければ、人は集まらない。予算付けに対して多様的に考えてもらいたいが、課長の考えはどうかとの質疑に、基盤整備を進め、長寿命化を順次計画的にやっていきたい。農業については用排水路の老朽化もあり、農業者の意見を聞きながら、整備を進めていきたいと思います。林業については、木質バイオマスの活用や路網整備活性化につながるのではないかという意見もあるため、意見を聞きながら施策を進めていきたいと思います。水産業は、水産業関係者の意見を聞きながら事業を進める中で、支援を行いたいと思います。

農業委員の報酬については、各市町の状況を調査し、林政部局とも協議をいたしたい。

山林作業員の問題については、毎年、山林作業員の意見を聞きながら、雇用をさせてもらっています。ただ、他の事業体と同様の雇用をしていくかどうか、順次、直営方式から委託方式に変えていくべきとの意見もあります。そういった中で、具体的にどういった方法が林業の活性化、技術の伝承につながるのか、検討していきたいとの答弁でした。

83ページ、町有林造成事業とは、どういう事業なのかとの質疑に、主に町有林の施業を行う事業で、枝打ちや下刈り等を行っていますとの答弁でした。

次に、貸付山林は、貸付期限が切れたらどうなるのかの質疑に、年山の問題は、長年懸案となっていました。平成26年度から海山区から順次処理していくという業務を進めています。過去に契約が切れているところに関しては、今後、立木が立っている状態で返還していただくか、伐採される場合は、伐採までの期間の年継ぎ料をいただき、伐採して返還していただくこととなりますとの答弁でした。

予算書79ページ、人・農地プラン事業について、平成24年度からの事業だが、事業として成り立っているのか。

それからバイオマス関係については、バイオマス協議会を立ち上げているが、実態としてバイオマスの材料はあるのですか。

また、予算書87ページ、水産資源増殖事業 519万 9,000円については、それぞれの団体から要望もあって実施していると思うが、成果は上がっているのかとの質疑に、人・農地プラン事業については、毎年、1、2名該当者がありまして、1名の方については、平成24年度から平成27年度で4年目、前期後期に分かれて最長で5年、足かけ6年になろうかと思います。紀伊長島区では水稻栽培をされている方がいます。所得等の関係もあって、どこまで続けていくかは未定です。

バイオマスの件については、現在、東紀州バイオマス利用協議会を森林組合等の事業体

との中で、立ち上げています。県下全体でどれだけの量が集まるかは、今、数値を持っていませんが、昨年の実績で約 600トン、今年度は 1,000トンを超えるのではないかと伺っています。林内にはいろんな残材が残されています。これらを木質バイオマスとして、林内から運び出してくることが林業の今後につながるのではないかと考えています。水産資源増殖事業の中の放流については、各漁協からの要望に基づく種苗の種類・数量です。この中で、大きなウエートを占めているものがアワビとイセエビ稚魚の放流です。実績としては相当数上がっているかなと思いますが、町として明確な数値は把握していませんので、漁協とも協議しながら数値を把握できないか協議していきたいと考えておりますとの答弁でした。

次に、バイオマスに関してですが、運搬費に関しては補助が出ているが、山林家に対しては事業的なものは何もなく、引き取ってもらえるというだけです。放置されているものをいかに活用するか、山林家や造林業者に直接補助金を出さない限り集まらないと思います。また、年山に関してですが、海山区の面積と件数はどれぐらいありますかとの質疑に、バイオマスの件については、本来、最大の目的とするのが、山林家への還元を最優先と考えています。そのためには、山土場の整備、森林組合の山土場整備に対する整備を、今後、検討していきたいと考えています。

年山については、現在、長島区については集計中で、今現在、数値としては把握していません。海山区の面積としては、約 850ヘクタールですとの答弁があり、資料として、紀北町町有林貸与林地関連資料の提出をさせております。

次に、江竜橋の調査は、2,200万円ぐらい計上しているが、県へ委託するのか、町で実施するのですかとの質疑に、平成27年度当初予算において、江竜橋関係の調査費を計上しています。この調査費は、去る平成26年の9月補正予算におきまして、補修関係の予算計上をさせていただき、その後、調査を行ったところ、補修でなく建て替えが必要という調査結果が出ました。したがって、平成27年度当初予算においては、架け替えを想定とした調査費を計上しています。その内容としては、測量業務、設計業務、地質調査業務等を予定しています。この事業は、町が県の補助を受け、平成27年度は調査設計を行い、設計等が終了した段階で、県の補助事業を活用し、林道管理者である町が事業を行っています。平成27年度に設計まで行い、工事については平成28年度に着手したいと考えていますとの答弁でした。

次に、海山の山林委員会が、役場と年山の件で話したいと言っていました、それは完

了していますか。紀伊長島区の調査は集計中と言われましたが、どれぐらいの時期で集計して、いつそれがわかるのか、見通しを教えてくださいとの質疑に、話し合いは山林委員会を招集させていただき、3月の末に予定をしているところです。紀伊長島区の集計のスケジュールは、正確なところまでまとめるのが平成27年度途中、それが第1四半期か、第2四半期かについては、これからの作業の進捗もみさせていただきたいとの答弁でした。

このほかに、10件の質疑と答弁がありました。

次に、「商工観光課」分については、種まき権兵衛の里の入場料が無料になったが、来館者数は把握しているのか。入館者数は何人なのか。入館者は有料のときより増えているのかとの質疑に、受付のほうをNPO法人ひのきの会に管理委託をさせていただいており、カウンターで人数の確認をしております。入館者の数は平成25年度で2万7,037人です。入館者は増えていますとの答弁でした。

次に、温泉施設というのは古里温泉のことだと思うが、今の入浴料が、例えば古里の民宿に宿泊している一般の人であれば安くしているとか、町内の人であれば安いのか、高いのか、お聞きします。また、利用者数が伸びているのかいないのか、昨年の利用者数を教えてくださいとの質疑に、温泉の使用料ですが、民宿の利用者、町内、町外の差はありません。特に、特典等はありませんが、たくさんの人数が入っていただく場合は、回数券を使用させていただいております。その場合は、11枚綴りで10枚分の金額というふうな形で、すべての方にさせていただいております。入場者数ですが、平成25年度で、5万5,421人でした。利用者数については、平成21年度が6万4,148人ということで、その後、減少していますとの答弁でした。

次に、利用者の減少について考慮していますし、私もよく利用していますが、平成24年ぐらいにレジオネラ菌の発生、そのときにはほかに機械の利用上のトラブルもありました。それから湯量が減ってきていると思う。そういうことで利用者が減ってきていると思う。確かに、泉質は良いが湯量が少ない。今、井戸の洗浄工事をやっている。洗浄工事のあと、湯量については良くなると思うが、どうも問題が起きてから対応するまでに期間が長すぎる。要するに利用者の気持ちを考慮していない。例えば、ぬるぬるしていない状態があっても、何の理由もなく何カ月もそのまま放置するというような状態が、随分あったような気がします。接客対応も悪い、そんな状態では利用者はどんどん減っていくと思います。そのあたりをもう少し考える必要があると思いますがとの質疑に、湯量については、現在、井戸の中を洗浄しているので、スケールであるとか、ゴミといったものを洗浄させていた

だいていますので、それを待ったあとで、どういう状況が見守っていきたいと思います。対応については、委員からこういったお話があったということ、古里温泉の管理している職員を含め、お話をさせていただいて、対応をしっかりとるように、私のほうから申し伝えたいと思いますとの答弁でした。

次に、古里温泉の運営について、いろいろな人に聞きますが、責任の所在がはっきりしないように感じます。聞けば、古里の人が管理している。その人に聞けば、町が管理している。そのあたりの責任の管理体制をきちんとしてほしいと思います。それについての意見を聞きたいと思いますとの質疑に、この施設の運営については、現在のところ直営となっていますので、最終的な責任はすべて町にあります。一部、管理をお願いしているということで、接客であるとか、そういった部分については、区のほうにお願いしています。最終的な責任は町にあるということをお伝えさせていただきますとの答弁でした。

次に、90ページ、地域振興施設管理運営事業ですが、指定管理の議案は、昨日、賛成多数で決まりましたが、本会議でもいろいろ質疑があったところなので、事業委託料の詳細資料がほしいという質疑に、資料として、「地域振興運営管理事業の内訳」が提出されました。

このほかに、5件の質疑と答弁がありました。

次に、「建設課」所管分については、11ページに予算に関する説明、歳出、第7款土木費について、今年度は前年度より1,582万9,000円減少しています。私は紀北町において建設業の雇用人口が最も多いと思います。各業者平均10人以上雇用し、何十社とあり、事業を行っております。その中で、事業量が増えるのはいいですが、減っていけば雇用率が落ち込み、倒産も増えます。南海トラフ地震をはじめ、さまざまな地震や津波対策を考えたとき、建設業の人員や重機類は、大変貴重な価値があります。1台の重機で、人間何百人にも相当する力を持っています。建設業の業者は、それらの重機をそれぞれ何台か所有しています。有事の際には、それらがいろいろの場所に配置されて、人命を救助することができます。消防も警察も大切ですが、建設業の重機類が、現場に行き、人命を助けるのが一番だと思います。そのためにも、できるだけ各地区に、建設業者を残すように事業を確保していかなければ、少ない人口がますます減少し、災害時等に尊い人命が失われることとなります。紀北町各地域において、有事の際は建設業者が重機を持って、すぐに救助に行くようにすれば町民が助かり、そのような意味合いでも事業費を増すべく頑張りたいと思います。削られた予算もあると思いますが、その分は9月及び12月の補正

予算において、再度検討していただき、事業に関する意向はあると思いますので、それぞれをできるだけ実施し、次の年度、また計画的に実施していくということで、執行部との話し合いも頑張っていたきたいというのが、私の考えですが、課長の考えはいかがですかとの質疑に、委員がおっしゃるように、この地区においては、建設業は大切な産業であると認識しています。また、町の予算に関しましても、各地区からの要望や町独自の調査によって、ほかに対策が必要な道路、河川もあります。産業の活性化や雇用、または災害時には建設業者の方には、甚大な貢献をしていただいていることも理解しています。そのようなことから、建設課としても必要な予算の確保には積極的に努めていきたいと思いますので、ご理解をお願いしますとの答弁でした。

次に、各区からの要望に対して、この計画は何パーセントぐらいですかとの質疑に、各区からさまざまな要望がありまして、それに対して何10箇所ができたというデータはありませんが、各区からの要望に対し、町が現地確認を行い、特に緊急性や危険度を判断して、予算化に努めています。要望は建設課に対してのみではありませんので、要望に対する割合は申し訳ありませんがお答えできませんとの答弁でした。

次に、できるものを優先し、予算を確保するよう努力して、できるだけ早く事業を実施していただきたいと思いますがとの質疑に、委員のおっしゃるとおりきちんと整理して、以降の予算編成にも努めていきたいと思いますがとの答弁でした。

ほかに、3件の質疑と答弁がありました。

次に、「危機管理課」所管分については、中州津波避難タワー整備の予算額はいくらかですか。設計はどうなっていますか。建設工事はいつ発注するのですかとの質疑に、予算書102ページの地震・津波災害避難路等整備事業1億1,340万円のうち、9,500万円を計上しています。また、科目では工事請負費1億1,360万円の中で計上しています。設計については平成26年度に予算計上し、設計事業を実施しています。工事の発注については建設課に発注を依頼し、通常ですと、おそらく6月ぐらいかと思いますが、国庫補助事業ですので、交付決定を受けてから発注する予定ですとの答弁でした。

次に、設計については、町内に設計業者があっても、特殊な設計ということで指名入札を行い、町外の業者が受注したが、建設工事については町内の業者も施工できるように検討してほしい。町内の業者であれば、さまざまな対応もしやすいというメリットもある。発注にあたっては、地震によって倒れないように強度を十分考慮して発注してほしいと思うがとの質疑に、津波避難タワーの設計については、構造設計1級建築士の関与が必要な

建築物でしたので、指名入札を行いました。建設については町内業者も入札に参加できる方法を、入札担当課と十分協議を行っていきたく思いますとの答弁でした。

予算書 100ページ、常備消防費の三重紀北消防組合負担金の関係ですが、これについては、本会議でも多くの質疑が出た問題だと思います。移転場所としては初期消火や救急搬送の現場到着の時間も考えなければいけないと思いますが、南海トラフ巨大地震を考えると、場所としては少し納得できないのですが、日常の救急業務などを考えると、この場所しかないかなと思います。地元説明会を行ったと思いますが、どのような意見が出ましたかとの質疑に、議会全員協議会で海山消防署移転についての説明をしたあと、相賀地区から説明していただきたいと要望がありましたので、地元説明会を開催し、30名ほどの自治会の方に来ていただき、議会全員協議会と同じ内容の説明をさせていただきました。意見としては、日ごろの救急業務についてはご理解をいただき、津波への対応として土地を嵩上げしたほうが良いのではという意見もありましたが、被災後の救助活動などを考えると、一番最適の場所ではないが、この場所以外の場所はないという意見もありましたので、相賀地区の自治会の方には、ご理解をいただいたと考えています。消防組合も説明会に同席し、消防組合としても予算計上をしていくことになりそうですとの答弁でした。

次に、船津地区の方の意見は聞いていますか。また、海山消防署移転にかかる今年度の事業費と財源の内訳はいくらになりますかとの質疑に、船津地区については移転することにより、現在の消防署より近くなり、救急業務などの時間短縮が図られるなど、メリットが多くなると思います。ただ、船津地区については説明をしていないので、今後、説明をしていく必要があると考えています。海山消防署移転にかかる負担金は 1,626万 5,000円を計上していますが、三重紀北消防組合の海山消防署移転にかかる予算額は 8,166万 5,000円となっています。このうち 6,540万円を組合が起債をし、残りの 1,626万 5,000円は、起債対象外ですので、町が負担金として計上していますとの答弁でした。

消防組合で借りる起債は何ですかとの質疑に、消防組合で借りる起債は事業費 8,166万 5,000円のうち、起債対象額は 6,540万円であり、緊急防災・減災事業債で借入れを行います。町の負担する 1,626万 5,000円については起債対象外であり、合併特例債などは使えませんので、一般財源になりますとの答弁でした。

次に、消防組合で借入れた起債の支払いは、紀北町の負担でよいのかとの質疑に、消防組合で借入れた起債の元利償還金については、紀北町が消防組合への分担金として全額負担をします。なお、元利償還金の70%が交付税算入されますとの答弁でした。

資料として、「海山消防署移転建設事業にかかる予算措置説明資料」を提出していただきました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。

採決に入り、賛成多数、よって本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第38号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第7号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、「財政課」所管分については、質疑がありませんでした。

次に、「企画課」所管分については、予算書8ページ、紀北町人口ビジョン策定事業について、まち・ひと・しごと人口ビジョン策定事業と同じですかとの質疑に、同じもので、まち・ひと・しごと創生法に基づいて、町が策定するものですとの答弁でした。

次に、地方創生費は、国のほうから予算が出て、紀北町人口ビジョンを策定しますが、具体的な内容についてはいかがですかとの質疑に、地方版総合戦略を策定するための分析を、この紀北町人口ビジョンで策定します。少子高齢化や人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中をさけるために、さらに力を入れ、計画をつくってやっていくのが趣旨だと考えていますとの答弁でした。

次に、国の規制緩和等の施策で、若者が地方から出ていくこともあり、その反面、地方創生ということで、地方に若者をということで矛盾していると考えていますが、いかがですかとの質疑に、昨年11月以降、関連の会議等には出席し、情報等を収集していますが、不安な部分もあります。戦略の策定も、大変タイトなスケジュールになっていますが、職員一丸となって、がんばっていききたいと考えていますとの答弁でした。

そのほかに、1件の質疑と答弁がありました。

次に、「農林水産課」所管分については、予算書8ページ、紀北町一次産業魅力アップ推進事業 700万円の説明をお願いしますとの質疑に、この事業としては農林水産業の魅力を、特に都市部の若者に積極的に情報発信して、新たな雇用につなげることができないかということを考えていきたいと思えます。都市部には、潜在的に第一次産業への興味を持つ若者が多数いるということであり、インターネットを活用した形で、都市部の若者に情報発信をしていきたいと考えているところです。こうした若者を対象とした農林水産業の体験的なものがないかということも考えていますとの答弁でした。

次に、尾鷲の早田地区でも、漁業関係で同じようなことをしています。農業の担い手の

ことでインターネットを使い取り組んでほしいが、地元には農業、林業、水産業があるので、三方向で事業をしていただきたいと思うが、課長の考えはいかがですかとの質疑に、もちろん漁業だけでなく、第一次産業を情報発信する事業です。農業についても体験農業的なものも、これから事業を通じて実施できればと考えています。しかし、今回の7号補正予算については、国の経済対策により基本的に単年度事業ですが、平成27年度に計画し、5ヶ年の総合戦略の中へ、この事業内容も含めていくということですので、この事業でできなかったとしても、今後の5ヶ年の中で、考えていくべきと思います。あくまでも、7号補正予算の中にも農林水産業という位置付けでとらまえているところですのでとの答弁でした。

このほかに、3件の質疑と答弁がありました。

次に、「商工観光課」所管分については、どのような事業を計画されておられるのか。また、プレミアム付商品券発行事業について、歳入と歳出の差額についても説明願いますとの質疑に、事業の内容ですが、生産者と消費者をつなぐ紀北町食等のブランドアップ事業につきましても、全体事業費1,000万円となっています。内容としては、この地域にある食材を地域外へ売っていくということを目的として、特に、今回、うまいもんプロデューサーという仕組みがあります。こういった事業へ町内の事業者が参加していただくことで、売れる商品づくりを行っていく事業です。紀北おもてなし事業については、高速道路の延伸や紀北町合併10周年ということで、紀北町へたくさんの方に来てもらうために、いろんなおもてなしを考えていこうということです。

プレミアム付商品券発行事業については、みえ熊野古道商工会への補助金として、交付させていただいて、事業を行っていきたいと考えています。内容については6,000円分の商品券、1枚500円の12枚綴りを5,000円で販売させていただき、1,000円のプレミアム部分について、町が補助させていただくということで予定しています。商品券の発行金額については2億1,780万円、3万6,300セットの発行を予定していますとの答弁でした。

次に、この事業は、国から交付決定がされていないと思いますが、今後の見通し、交付決定の予定について、説明願いますとの質疑に、まだ、国から交付決定をいただけておりませんが、来週あたりで、交付申請をして、年度内に交付決定が下りる予定と聞いています。今回、繰越明許をお認めいただければ、来年度の執行ということになりますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともにありませんでした。

採決に入り、賛成多数、よって本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された22案件についての審査経過と結果の報告を終わります。

東清剛議長

ご苦労さまでした。

総務産業常任委員長の報告を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

45分まで休憩いたします。

(午前 11時 36分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 45分)

東清剛議長

次に、教育民生常任委員長の報告を受けます。

家崎仁行君。

家崎仁行教育民生常任委員長

よろしく申し上げます。

それでは、平成27年3月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告します。

去る3月6日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名全員出席のもと開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、

水道課の各課長及び職員の出席がありました。

当委員会に付託されました案件は、条例改正及び廃止議案が6件、当初予算及び補正予算が11件、指定管理者の指定議案が2件の、計19件の審査です。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

最初に、議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を審査いたしました。

質疑に入り、委員より、特定健診に関する条例の改正だと思いますが、詳しく説明をお願いしますとの質疑に、課長から、改正内容は、国の法令が条ずれしたもので、72条の4が72条の5に変わるということです。それに伴い、関係する町の条例の72条の4という文言を72条の5に改めるものですとの答弁がありました。

また、委員より、72条というのは、どういうことですかとの質疑に、市町村に対して特定健診や特定保健指導の費用について補助を行うという旨の規定ですとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第13号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

質疑に入り、質疑なし、討論、採決に入り、反対討論、賛成討論なし、採決に入り全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第14号 紀北町保育所条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、質疑なし、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号 紀北町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、委員より、毎月5日までに納入するとなっておりますが、5日が土曜日、日曜日の場合、どうなるかという質疑で、翌日になるのか、前日になるのかという質疑でしたが、明確に答弁されていなかったと思いますので、再度、答弁をお願いしますとの質疑に、課長から、支払期間の計算につきましては、民法第142条の期間の末日が日曜日、国の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了するとなっております。幼稚園の場合は、土曜日が5日の場合は7日に、日曜日が5日の場合は6日になりますとの答弁がありました。

た。

また、委員より、保育料は前払いか、翌月払いかどちらですかとの質疑に、課長から、当月払いですとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第16号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、反対討論、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第17号 紀北町保育の実施に関する条例を廃止する条例の審査を行いました。

これも質疑に入り、質疑なし、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第18号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑に入り、質疑なし、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第19号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についての審査に入りました。

質疑に入り、質疑なし、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）「住民課」分を審査しました。

質疑に入り、質疑なし、住民課分は質疑がありませんでした。

次に、同じく議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）「福祉保健課」分を審査いたしました。

質疑に入り、委員より、歳入の12ページ、臨時福祉給付金国庫補助金の 3,595万 8,000円の減額について、この補助金は消費税が8%に上がったことに伴う低所得者への助成制度だと思いますが、3,595万 8,000円も余った原因は何かとの質疑に、課長から、臨時福祉給付金については、平成26年度当初予算で概算の対象者を 7,000名に見込み、予算計上してまいりましたが、税情報等の扶養調査により、申請書を発送した対象者の方が 4,419

名で、その人数の差が今回の主な減額となりましたとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了しました。

次に、同じく議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の「環境管理課」分の審査を行いました。

質疑等はありませんでした。

次に、同じく議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の「学校教育課」分を審査いたしました。

質疑に入り、委員より、小学校、中学校教育コンピュータ整備事業ですが、小学校 145万円、中学校62万 2,000円の減額ですが、内容はどのようなものですかとの質疑に、課長から、教職員用のコンピュータ賃借料の入札差金による減額ですとの答弁がありました。

また、委員より、当初予算の質疑の際に、OSのWindowsを8を7にすることを含めるという説明を受けたと思いますが、結局はどういう形での入札になったのかとの質疑に、課長から、昨年度の常任委員会でバージョンをWindows 7にするか、8にするかという質疑がありました。委員会終了後に各学校と協議し、Windows 8で学校のソフトが動くことが判明しましたので、Windows 8で入札をいたしましたとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了しました。

次に、議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の「生涯学習課」分の審査を行いました。

質疑はありませんでした。

次に、議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の「水道課」分の審査を行いました。

水道課も質疑はありませんでした。

以上で、議案第28号の本委員会所管分の質疑をすべて終了し、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第29号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の審査に入りました。

質疑に入り、質疑なし、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第30号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

質疑に入り、これも質疑はありませんでした。

討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第31号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

質疑に入り、質疑なし、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第32号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を審査いたしました。

質疑に入り、質疑なし、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

東清剛議長

暫時休憩いたします。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時 58分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東清剛議長

報告いたします。

町長から、追加議案が提案されました。

本日、昼休みに議会運営委員会を開催し、受理することとなりましたので、追加日程と

して議題といたしたいと思います。

なお、本日追加を予定しております議案につきましては、お手元に配付させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

それでは、教育民生常任委員長、家崎仁行君の報告をお願いします。

家崎仁行君。

家崎仁行教育民生常任委員長

続いて、議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算、「住民課」分を審査いたしました。

質疑に入り、委員より、52ページ、住民基本台帳ネットワークシステム運営事業の 353万 1,000円をかけて、1万 5,000円しか計上できないことに対するの答弁を求めます。まずは、353万 1,000円の内訳についてお願いしますとの質疑に、課長から、この施策は全国的な事業ですので、それに則り予算を組んでいますが、需用費のところは4万 4,000円、これは消耗品の購入費用です。委託料ですが、電算事務、保守点検委託料が192万 8,000円で、作成手数料がかかりますので、30枚分を見込んで4万 3,000円です。以上が事業費の内訳ですとの答弁でした。

また、委員より、国の施策でやっているのはよくわかって、毎年、委託料などがかかってくるのがわかるんですが、これらについても、ずっと国庫からは補助はなく、やっていかなければならないのですかとこの質疑に、課長からは、国からの補てんは今のところはありませんとの答弁でした。

また、委員より、結局はマイナンバーが出たときは、今後の経費はかかってくると理解していいんですか。28年度まで住基カードがあるわけですね。このシステムがマイナンバーへ移っていくのか、また別に住基カードが残るけど28年まであるのか。その点についても、もう少し詳しい答弁をお願いしますとの質疑に、課長から、まず、2種類のカードですが、別々の住み分けという位置づけです。住基カードについては有効期限内は確定申告とかに使います。それからマイナンバーカードというのは、最初に通知カードと違って、紙製のマイナンバーを書いたカードが国のほうから送付されます。これも公的なものとして使えます。マイナンバーカードとは個人の証明に使えるようになります。そういう位置

づけです。住基カードとは住み分けというふうになってますとの答弁でした。

また、委員より、今後、28年度以降は戸籍電算管理事業やシステム管理改修委託料などはかかってこないということですか。それとも今後も費用としてかかっていくということですかとの質疑に、課長より、マイナンバーカードの利用方法については、まだ細部にわたっては国のほうから設定されていません。今のところ、個人を証明するカードとして使えるということが大前提です。マイナンバーのほうは、まだ全部の使い道がわかっていません。住基カードについては、確定申告のときに使えることはありまして、先ほど申しましたが、マイナンバーは28年1月から27年度末まで、住基カードを作成することは可能であり、10年経ち、すべての方の有効期限がなくなれば、この事業は終わっていきます。それでマイナンバーのほうに移っていくということですよとの答弁でした。

また、委員より、マイナンバーに28年度から変わるということで、今回、住民課で影響するマイナンバーに関する予算はありますかとの質疑に、課長から、予算書の42ページですが、説明欄の8行目、総合住民情報システム運営事業 515万 4,000円という事業があります。次に60ページです。第4目の国民年金事務費の国民年金事業 372万 5,000円の中に、国民年金のシステムの改修ということで、マイナンバーの経費が入っています。あと国保のシステム、後期高齢の医療システム、すべてのシステムをマイナンバーに対応するために、中身を改良する必要があるので、それらの部分も改正費用が少し入ってますとの答弁でした。

また、委員より、マイナンバーをもらえば、第二セクターで全部使えるのか。具体的に言ったら、銀行へ行ったら免許証か保険証のコピーが要ります。生命保険に入るには免許証の番号が要ります。マイナンバーで通用しますかとの質疑に、課長より、行政的な情報に関して随時入ってきていますが、ある程度の情報はありますが、確かなことは行政にはあまり情報をいただいております。例えば先ほど申し上げました病院に行ったとき、その中身に治療情報を入れるかということは、入らないというように聞いていますとの答弁がありました。

以上で、住民課分の審査を終了いたしました。

次に、議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算、「福祉保健課」分の審査を行いました。

質疑として、委員より、歳出の60ページ、じん臓機能障害者通院交通費補助事業ですが、補助金額の増加分についての内容を教えてくださいとの質疑に、課長より、自家用車やバ

スで通院している方に、これまでの補助金より一律月額 1,000円増額いたしましたものと
の答弁がありました。

以上で、福祉保健課分の審査を終了し。

次に、議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算、「環境管理課」分を審査いたしま
した。

委員より、合併浄化槽補助金の収入及び支出について、詳しい説明をお願いしますとの
質疑に、課長より、平成27年度の合併浄化槽補助金として、国の補助で60基分 464万円、
県の補助で45基分 312万 7,000円の歳入予算を計上しています。事業費として 1,512万
1,000円の歳出予算を計上していますとの答弁でした。

また、委員より、合併浄化槽設置者に対して、どれぐらいの補助がありますか。また、
既存の単独浄化槽を合併浄化槽に転換した場合の補助金はどれぐらいですかとの質疑に。

課長より、補助金については平成26年度と同じで、新築の場合、5人層で16万 8,000円、
転換の場合、5人層で33万 2,000円、単独撤去費で9万円、配管費で6万円という予算を
計上しています。補助率については新築の場合、国が3分の1、県は0です。転換の場合
は国、県、町、それぞれ3分の1で、単独撤去も同じです。それぞれ3分の1、配管費は
県と町で2分1です。単独浄化槽から合併浄化槽への転換の場合は、転換費、単独撤去費、
配管費が該当になりますとの答弁でした。

また、委員より、新築の場合の補助金は減額しているが、転換については、以前から変
わっていない感じです。新築というのは汲み取り式から変えるということですか。店舗兼
住宅についても一律補助金ができますかとの質疑に。

課長より、新たに家を建てた場合というのが新築に該当し、汲み取り式からの場合は転
換ということになります。一番補助の厚いのが単独浄化槽からの転換になります。主に居
住の用に供する建物、または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物につい
ては、補助金の対象になりますとの答弁でした。

また、委員より、塵芥処理費の中のリサイクルセンターの修繕費、毎年1億 2,000万円
の予算を計上し、今回は 1,000万円減額して1億 1,000万円を計上しています。工事に関
しては、私は以前から指摘をしてきましたが、改善のきざしが見られません。入札に関し
て競争入札とか随意契約とかあると思いますが、私が指摘したときだけ競争入札をして、
それ以降はまた随意契約というやり方に戻ります。競争入札をしたときは設計価格の60%
ぐらいまで価格は落ちるが、しなかった場合は98%になっていくわけです。何年もこのよ

うなことを続けていたら、莫大な金額の損失になることになります。修繕をするときの設計価格について、町で積算しているのか。毎年1億2,000万円の修繕費を続けてきていますが、ほとんどが業者の言い値ならば、大変な問題だと思います。予算を計上するのに費用の概算はどのようにしていますかとの質疑に。

課長から、担当課としましては、修繕すべき箇所の数字を積み上げ、予算の査定におきまして、町の全体予算の中でさらに精査され、1億1,000万円の数字が計上されましたとの答弁がありました。

また、委員より、海山リサイクルセンター、長島リサイクルセンター、修繕工事で、約2,000万円が計上されていますが、この2つの工事の金額はどのような根拠で出されたものですか。見積をした業者が、その見積もった工事を落札しているのかですか。随意契約ということで良いのですかとの質疑に、課長より、基本的には積算根拠は業者から見積を提出してもらい、その見積の額を計上していますとの答弁がありました。随意契約については、随意契約と競争入札について、今一度確認をしますとの答弁がありました。

また、委員より、以前にも言ったことがあるが、1年間違う業者で修繕を行ったら、かなり差額が生じると思います。毎年、このぐらい修繕費が要るのなら、例えばリサイクルセンターを民間業者が経営していたら確実に潰れます。機械物だから、毎年1回は多額の修理費は必要となるが、毎年、この金額が必要というのはおかしい。私も何回も同じ注意をしたくないので、慎重に業務を行ってくださいとの質疑に。

課長より、ご指摘の点については、きちんと仕事をさせていただきますとの答弁がありました。

また、委員より、リサイクルセンターの修繕費について、海山リサイクルセンターの固形燃料設備シーケンサー更新工事とはどういう工事ですか。それに工事は町外の業者ばかりしています。

この辺について課長が精査してくれるということなので、よろしくお願ひしますとの質疑に、課長から、固形燃料設備シーケンサー更新工事ですが、乾燥設備のシーケンサーの交換と、燃焼設備のシーケンサーの交換になりますが、部品も少なく難しい修理になりますとの答弁がありました。

また、委員より、歳入の中で、売払収入が400万円計上されています。物品売払収入の内訳を教えてください。また、廃棄物減量等推進審議会委員がいると思いますが、その審議会が3回開催されている予算が計上されていますが、どのような方で審議会が構成され

ているのか。

次に、リサイクルセンター管理運営事業について、RDFの受け入れ先が閉鎖されるということは聞いていますが、RDFの運搬費とか変化はないのか、詳しく説明してください。

もう1つ、し尿処理事業についてですが、施設も古くなってきているので、修繕費や医薬材料費が施設の老朽化に伴って増えてきてないですか、教えてくださいとの質疑に。

課長より、自然ごみの売払収入については、海山区 200万円、紀伊長島区 200万円、400万円の収入を見込んでいます。内訳は基本的に段ボール、雑誌などの紙類、スチール缶やアルミ缶、ビン類などを集めております。

次に、紀北町廃棄物減量等推進審議会委員のメンバーですが、連合自治会の会長、副会長、婦人会の会長、副会長、女性会議きほくの会長、子ども会育成連絡協議会の会長、副会長、商工会の会長、古物商の方で計9名のメンバーで構成しています。

次に、RDFの関係ですが、委託料 4,860万 7,000円の内訳を説明します。RDF取引等委託料が 2,626万 5,000円で、企業庁への委託となります。

続いて、し尿処理の関係ですが、施設は平成6年に建設され、20年以上経過していますので、修繕費も多くなってきています。軽微な修繕で済ませて大きな修繕につながらないよう、毎日の点検について職員に指導していますとの答弁がありました。

また、委員より、町民一人ひとりがごみの分別に取り組むことが大事だと思しますので、町民の方々に対して分別の大切さを周知してくださいとの質疑に、課長より、委員のご指摘とおりです。皆さんに今回配布しました家庭ごみ減量ガイドブックを大いに活用し、また、各地域から出前トークの要請があれば出向いていきます。分別のお願いをしていきたいと思えます。また、今年度はリサイクルセンターを見学したいという小学生を対象に、更なる学習ができないか検討をしていますとの答弁でした。

以上で、環境管理課を終り。

続いて、議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算、「学校教育課」分の審査を行いました。

質疑に入り、委員より、歳入32ページの奨学金貸付金返還金 621万 8,000円ですが、当町においても大切な援助だと思えます。収納率を何パーセントで予算化していますか。その人数が貸し付けている、すべての人数なのですか。紀北町では滞納せず、100%返還していますかとの質疑に、課長より、海山区38名、紀伊長島区46名、現年度を10割とし、過

年度償還分1割とし、合わせて621万8,000円を計上しています。滞納されている方が27名います。そのうち23名の方が分割で返還していただいております。連絡のとりにくい方が4名おりますとの答弁でした。

また、委員より、防災機能強化非構造部材耐震化事業分、どういう内容の交付金なのかとの質疑に、課長より、体育館の天井、吊り下げ型の蛍光灯、校舎、体育館の外壁等の耐震強化です。紀北町内の小学校には、対策の必要な天井はないとしてまいりましたが、この改正により該当することになり、平成26年、27年度の2カ年で改修しなさいと国からの通達があり、国庫で3分の1補助となっていますとの答弁がありました。

また、委員より、今回、小学校6校、中学校1校の学校名を教えてください。これで全校の非構造部材の耐震化は完了ということですかとの質疑に、課長より、補助対象となるのが相賀小学校、引本小学校、矢口小学校、船津小学校、東小学校、志子小学校、赤羽中学校ですとの答弁でした。

また、委員より、教員住宅管理事業で、今使っている住宅は何件使われていますか。使われていない住宅は何件ありますかとの質疑に、課長より、現在、使っている教員住宅は全部で12戸あります。三船中学校の前に2戸、船津小学校の前に1戸、相賀小学校1戸、西小学校2戸、井ノ島3戸、赤羽3戸、合計12戸あります。これ以外に使われていない教員住宅が、矢口と相賀に1戸ずつあり、合計14戸あり、使用できる12戸はすべて入居していますとの答弁がありました。

また、委員より、いじめ問題対策事業の報酬で、いじめ問題対策協議会委員が5名いるということですが、どのような方がいるのか、名前を出せるなら教えてくださいとの質疑に、課長より、紀北町いじめ問題対策連絡協議会を設置し、委員には、民生・児童委員、人権擁護委員、紀北町PTA連合会委員、紀北町青少年育成連絡会議委員、学識経験者の5名の方に入っていただいて会議の開催を予定していますとの答弁がありました。

また、委員より、小学校、中学校コンピュータ整備事業の内容を教えてくださいとの質疑に、課長より、小学校児童用236台、教員用60台、合計296台、中学校生徒用63台、教員用35台、合計98台のリース料とセキュリティボックスのリース料等を計上していますとの答弁がありました。

また、委員より、いじめ問題対策事業について、5名で3回会議をするということですが、定期的に関くということですか。また、会議の中身ですが、問題が起こった後、どういう対策をするということなのか、事前にどういうふうなことをやっていくということな

のか。それと不審者対策の予算化はしていないのですかとの質疑に、課長より、いじめ防止対策についての連携が図れるようにするもので、それぞれの機関の情報交換を行うための会議を年2回、突発的に問題が生じたときに1回開く予定です。不審者対策につきましては、学校と警察とで学校警察連絡協議会という組織があります。不審者が発生した場合、教育委員会で情報を把握した場合は、直接警察に連絡します。警察が情報を把握した場合は、各教育委員会に情報が入り、その場合、教育委員会から各小学校、中学校、幼稚園に情報を送りますとの答弁がありました。

委員より、小学校管理運営事業費の中で課別説明の際に、学校スクールガード事業助成費4万8,000円というのが出ていますが、これはどのようなものですかの質疑に、課長より、学校スクールガードの制度につきましては、登下校に旗を振ったりして、児童生徒の安全確認をしていただくための予算ですとの答弁です。

また、委員より、中学校管理運営事業の中に、公有財産購入費で紀北中学校隣地購入費として1,100万円近く計上していますが、どれぐらいの広さで、単価はいくらで予算計上していますかとの質疑に、課長より、面積につきましては1,152平米ということで答弁がありました。

また、委員より、基本的には避難するための道路を確保するということが目的だと思ったのですが、余分に購入しなければならない部分がありますが、どういうことで、この部分を購入することになったのですかとの質疑に、課長より、避難路として使用させていた部分です。それ以外にも、ご好意により紀北中学校のさまざまな学校行事で、駐車場として年間60回程度使用させていただいておりますとの答弁がありました。

また、委員より、引本幼稚園は休園になっています。この分の管理費用はどこに計上されていますか。来年、ふなつ幼稚園の入園が3名と聞きましたが、今後の動向がわかりましたら、お願いしますとの質疑に、課長より、引本幼稚園は避難所になっていますので、浄化槽の保守点検、水道料、電気料を予算計上しています。ふなつ幼稚園3名の動向につきましては、先日、入園時の保護者説明会があり、私も同席しましたが、幼稚園に対する信頼感を持って、ふなつ幼稚園を選んでいただきました。そういった方に対する責任を持って預らせていただく体制をとっていきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、小学校教科書改訂に伴う教師用指導書等購入で、1,206万8,000円とかなりの金額を計上していますが、教科書改訂の中身、道徳などが今回入ってくるというものがありますが、どういう科目の改訂にかかる費用なのかとの質疑に、課長より、教科

書が決まると、その教科書を使ってどのように教えていくのかという教員が使う指導書というのがあります。その購入の予算を計上しています。それと、学力学習状況調査等の結果も含めて、子どもたちに問題を解決させていくような授業の中身になってきています。新しくできた教科書を見ても、国語でも同じ教材を扱っています。教え方が若干違ってきています。変わった教科書でそれをどう教えていくかという、教員用の指導書ですとの答弁がありました。

委員より、学校の教師の中で司書の資格を持っている方を配置されているのか。新たに司書を入れるのかお伺いしますとの質疑に、課長より、図書館司書につきましては、これまで学校の国語の教諭が学校図書館司書教諭という位置づけで、図書館の管理を行ってまいりました。紀北中学校に 200日、図書館司書を配置していただきました。潮南中学校も図書が整理ができてきましたので、これまで司書が入っていなかった三船中学校、赤羽中学校への整備をしていく予定ですとの答弁でした。

委員より、要保護及び準用保護生徒就学援助事業で、割合が増えているということでしたが、どれぐらい増えているのか、今まで対象となる世帯を紀北町独自で生活保護の基準の 1.5倍という国の生活保護基準は下がっても、町は維持していますが、平成27年度も維持されるのか、お伺いしますとの質疑に、課長より、全児童生徒数は平成26年度に比べ、約25名少なくなります。対象者の割合として5%増える見込みです。平成26年度実績としまして援助対象者は、小中学校合わせて 233名の見込みです。平成27年度は 207名を見込んで予算計上しています。対象者は減っていますが、割合としては約5%ほど増える見込みです。生活保護基準の 1.5倍は維持しますとの答弁がありました。

また、委員より、紀北中学校隣地の買収について財源は町の財源ですかとの質疑に、課長より、紀北中学校隣地につきましては一般財源を予定しますとの答弁がありました。

また、委員より、紀北中学校隣地の購入について、購入したあとですが、避難路として今、門扉を付けて、そこから避難していますが、それを広げるという計画はありますかとの質疑に、課長より、門扉については広げることも検討しています。仕様は学校と協議して決めたいと思いますとの答弁がありました。

以上で、学校教育課分を終了しました。

続いて、議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算、「生涯学習課」分の審査に入りました。

質疑に入り、社会体育施設整備事業で 3,000万円ほど予算が計上されていますが、どの

ぐらいのスケジュールで図面が作成されますか。先進地の視察なども行いますかとの質疑に、課長より、健康増進施設の整備スケジュールは、平成27年度に設計をして、28年、29年度に工事を予定しています。設計は平成27年度、1年間をかけて行います。先進地への視察は行きたいと思っていますとの答弁がありました。

また、委員より、是非、3箇所ぐらいは視察に行って、参考にしてください。また、平成29年度完成と言われましたが、町長の任期は平成29年11月ですので、任期内に完成させてくださいとの質疑に、課長より、努力しますとの答弁がありました。

また、委員より、施設の配置は全員協議会の説明では多目的広場のJR側とのことでしたが、駐車場等の活用も関連してきますので、土地の利用をどのように考えていますか。また、健康に関することですので、スポーツと健康をされている中で、町民の皆様もかなり期待しています。設計の段階から町民の皆さんが何を望まれているのか、多くの声を聞いて反映してほしいと思いますが、そのような計画がありますかとの質疑に、課長より、現段階では、施設の形状や配置は決まっていません。これからの設計の中で駐車場も含め、敷地の有効利用や利便性などを考慮して配置計画をしていきます。町民の皆様のニーズを把握することは大切ですので、声を聞かせていただきたいと思っていますとの答弁がありました。

また、委員より、図書室と郷土資料館の整備経費として446万1,000円が設計委託料、4,400万円が現在ある2階、3階部分の改修工事費と聞いています。建物がある中の改修費としては、かなりかかると思いますが、内容について答弁をお願いします。それとスポーツ交流推進事業としてグラウンドゴルフ大会として報償費と役務費が出ていますが、町長も施政方針の中で、今後、国民体育大会の公開競技としてグラウンドゴルフ競技の誘致に取り組んでいきたいと言われていましたが、今後の誘致の計画について教えてください。また、現在、ソフトボール競技が内定を受けていますが、日程的には影響がないか、これも答弁をお願いしますとの質疑に。

課長より、社会教育施設整備事業の工事費4,400万円は、フロアや壁の改修のほかに空調や給排水設備の改修も含んでいます。国民体育大会の公開競技であるグラウンドゴルフ競技の誘致については、まず、三重県グラウンドゴルフ協会と三重県国体準備委員会と協議を重ね、ある程度の合意ができましたので、次の段階として日本グラウンドゴルフ協会と協議をし、こちらもいい感触を得ています。来る3月18日に、三重県国体準備委員会常任委員会が開催されますので、その中で、紀北町と競技団体、三重県とで協議してきた内

容が検討される予定となっています。そこでの決定を期待しています。公開競技は正式競技が開催されるまでに開催することになっていますので、ソフトボールと日程が重なることはありませんとの答弁でした。

また、委員より、現在、使われている公民館の使用状況と、若者センターの使用状況、また、経費については一般財源が使われていますので、使用が増えるほど経費が増えるのかどうか、今後の管理運営体制についての答弁をお願いします。それと若者センターは使われていない期間が多いような気がしますが、利用について検討していく必要があるのではないかと質疑に。

課長より、公民館につきましては、紀伊長島区に7館、海山区には5館、主な使用は公民館が企画して町民の皆様が受講していただく公民館講座です。その他、地域の皆さんのサークル活動や自治会活動の会議などの場として活用されています。また、東長島公民館や海山公民館は、町が自主文化事業として演劇、演奏会を開催したり、町民文化展や芸能発表したりしております。これは若者センターについても同様です。これら施設の運営は補助金や助成金はありませんので、一般財源で賄っております。また、運営について公民館の館長と主事が中心となって運営をしておりますとの答弁がありました。

また、委員より、若者センターの利用が228回で4,600人と聞きましたが、ほぼ毎日行事が行われていますか。どのような実績がありますかと質疑に、課長より、年を通じて定期的に行っているのは、週3回から4回の講座やサークルです。これらはすべて別々の日に開催しているわけではなく、昼と夜の利用やホールと会議室など同時の利用などありません。利用日が228日あったわけではありません。赤羽小中学校の入学式や卒業式、文化祭などの行事も行っております。これらの数も入っていますとの答弁でした。

また、委員より、小中学校の行事は普通体育館などが利用するべきで、施設が空いているから利用して、利用人数に加えているのはおかしいのではないかと質疑に、課長より、小中学校の行事は通常は自校の施設で行いますが、隣接してステージや空調、音響が整っている施設があるので利用されていると思います。利用実績は目的によって数えていませんが、学校行事での利用者も含め集計していますとの答弁がありました。

また、委員より、社会体育施設整備事業についてですが、約1万2,700人の署名が提出され、その中には身体機能の低下や介護予防、リハビリなど町民の皆さんが希望していることが多いと思います。全協の資料の中には屋内プール25m×8コース程度と入っていますが、そのほかには障がい者の方が利用しやすいコースなどが入っていません。今後、設

計に入る際に、町民の皆さまが望む施設を入れていただきたいと思います。合宿や大会は町外から来る人が多いですが、今回のプールは町民プールですので、まず、町民が利用しやすいプールにしてもらいたいと思いますが、いかがですかとの質疑に、課長より、設計にあたっては十分それらを実現できるように盛り込んでいきたいと考えています。資料の25m×8コース程度は面積的な規模として記載したもので、全員協議会のととき等委員からも泳ぐコースと歩くコースが一緒にあり、分けたほうが使いやすいとの意見もいただきましたので、どういう形状が目的を達成するのに良いかということを検討していきますとの答弁でした。

また、委員より、プール施設については合宿などの目的もできるということで賛成します。いろいろな施設の良いところ、悪いところ、一長一短あると思います。その中で、どれが良いかを決めるには、自分たちで行かずに議員も一緒に行ってみてもらったほうが良いと思いますので、そのような機会もつくってくださいとの質疑に、課長より、施設の視察は行かせていただきたいと思います。議員さんと一緒に行けるかどうかは、議会事務局とも相談していきたいと思っています。議員視察の活用も検討いただければ良いと思います。維持管理費の縮減は検討課題の1つです。運営についても効率的な運営を考えていきたいと思っていますとの答弁がありました。

次に、議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算、「水道課」分の審査を行いました。質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、議案第33号、本委員会所管部分の質疑をすべて終了し、討論、採決に入り、反対討論として、委員より、今回の予算には社会教育整備費・プールの建設とか福祉の向上とか、そういう賛成の部分もたくさんありますが、1つの点について、やはり認められないという立場で討論させていただきます。

マイナンバー制度についての予算がたくさんみられました。この制度は、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての皆さんが中長期滞在の外国人も含めた皆さん一人ひとりにマイナンバーを付ける仕組みです。これは国の施策ではありますが、これまで年金、医療、介護等、制度ごとに違う番号で管理運営されていたさまざまなことが、マイナンバーを通じて1つに結びつけられます。社会保障や税金、奨学金貸与の状況まで、広範囲に渡ります。住民の皆様の多様な納付、寄附状況を把握することを国や地方自治体が可能となります。このことは税と社会保障の一体改革の関連のほうでもある制度であります。給付の適正化と運営の効率化によるものと、社会保障の削減、抑制を最大の目的とし、また、これらの

マイナンバー制度は経済連が社会保障支出の削減を求めるところから強く導入を求めてきたものでございます。

今回の審議の中でも、このマイナンバー制度がまだ十分ではない、財源の補償も確かではない。詳細は不透明です。そして歯止めのない税金投入の恐れもあります。まさに町民にとって有害なものであると思い、反対いたします。

で、また、賛成討論として、委員より、私はマイナンバー制度に賛成します。

日本は遅れたと思います。税の徴収をすべてのことを管理することによって、タックス・ヘイブンの問題やいろんな問題を政府は管理することができます。このマイナンバー制度にしてらったほうが、はっきりとします。そういうことによって、税が徴収をでき、脱税も図られないと思います。

制度をつくることによって、恵まれない人に税を回していくというのが、世界の潮流だと思います。そういうことで政府に管理していただき、ただし、政府が政治家も含め、自浄能力を発揮していただきたいという、そういうことを付けて賛成をしたいと思います。

以上で、採決に入り、賛成多数、よって本案の平成27年度紀北町一般会計予算、当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第34号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の審査を行いました。

質疑に入り、委員より、行政報告の中で後発医薬品利用差額通知というものが出てましたが、内容について国保と関係あるのかも含めて答弁お願いしますとの質疑に、課長より、いわゆるジェネリックという医薬品として、医療のデータの中から、その方に対してジェネリックを使えばこれぐらい安くなりますよという通知をさせていただくものです。通知をさせていただいて、本人さんがそれをもとに主治医さんに相談していただくもので、そのきっかけを通知させていただくものですとの答弁でした。

また、委員より、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で 147万 3,000円計上していますが、この補助金に関する整備をするのに、町として持ち出しがなくやれるのかどうか。特定健診事業が 2,345万 3,000円ありますが、医療費の高い紀北町におきまして、要望することが大切な事業の大きな柱だと思います。町単の部分もあります。力を入れた部分とか、詳しい説明をお願いしていますとの質疑に。

課長より、社会保障税番号制度システム整備事業費 147万 3,000円ですが、18ページの説明欄の3行目に一般事務事業 1,113万 2,000円というのがあります。その中で、国保マ

インバーに対応した改修を入れ込んでありますので、歳出で 1,113万 2,000円について、歳入で 147万 3,000円を充てているということです。これは一般事業ですので、改修費が 626万 4,000円、マイナンバーの関係で必要ですが、それに対して 147万 3,000円が補助金として入ってきます。続いて、30ページ、共同事業についてですが、共同安定化事業拠出金というのがあります。

これは各市町から拠出金を出し合って行う事業です。対象が80万円以下の医療費で、26年度は2万円から80万円でしたが、27年度からは1円から80万円に2万円下がりましたので、その部分で昨年とは1億 3,112万円増加しています。それが2万円から1円に下がった部分の医療費に対する増加分ですので、きちんと反映しています。特定健診の事業ですか、事業費的には説明欄に上げてあります 2,345万 3,000円は、特定健診にかかる総事業費ですとの答弁がありました。

また、委員より、収入について全体で30億円ほどあって、一番多いのは前期高齢者交付金で8億 361万 4,000円あるわけです。これは全体の27.3%を占めています。これは国からくるのですか、健保協会からきますかとの質疑に、課長より、診療報酬支払基金から拠出金をプールして、そこから来るようになっていますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論、採決に入り、反対討論として、委員より国民健康保険は退職された方とか、自営業の方とか、非正規の方とか、紀北町でも低所得者の方が多いという特徴があります。ほかに保険に入らないすべての方が入って、国民皆保険を支える制度で、大切な事業だと思えます。だから、事業主負担もなく、国庫の支出金もありますが、国庫の支出金は国の体制の中でずっと減らされています。その中で、医療費が高く所得が低い、保険料が低くて、大変な状況だと思えますが、低所得者の国民にとって、やはり高いということです。努力をもう少ししていただき、たとえ1,000円でも下がるような施策をしていただきたいと思いますので、反対討論とさせていただきます。

これに対して、賛成討論として、委員より日本の国民は全部皆保険で、リスクもヘッジしています。低所得者は低所得者で保険料も低いのです。高額医療も今度、改正されて、所得の低い人は3万か4万を超えた場合は、高額医療で補助することになっています。私は前よりも国民健康保険は改善されたと思えますので、賛成討論とさせていただきます。

採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第35号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を審査いたしました。

質疑に入り、委員より低所得者の方は8割5分とか、9割の軽減を受けていますが、今年度はなくならないと思うのですが、その人たちが2倍や10倍に増えるというような報道もされていますが、その辺りの説明をお願いしますとの質疑に、課長より時期的には、まだ不確定ですが、平成29年辺りではないかと聞いています。今、9割軽減の方は、7割軽減に下がるということは聞いていますが、確実にいつ実施するかに関しては、まだはっきり聞いていません。わかっている範囲は以上ですとの答弁がありました。

討論、採決に入り、反対討論として、委員より、後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を特定して最後までみる健康保険です。高齢者の方だけ特定して被保険者とするような保険制度は、加齢とともに医療費が上がるのが想定されますし、医療費が上がれば保険料も上がるということで、私たちはこの制度に反対してきました。今回も、そのところの変化はないと思いますので、反対します。以上で、討論を終わり、採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第36号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について審査いたしました。質疑はありませんでした。討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第37号 平成27年度紀北町水道事業会計予算の審査に入りました。質疑に入り、委員より水道料金を口座引落されている方が、かなりいると思います。コンビニで支払ってもらう対象者がいる程度、滞納ぎみな方なのか、銀行で引落ができない方で、なおかつ役場の窓口が開いている時間に来られない方が、どれぐらいの対象があるのかとの質疑に、課長より給水戸数が9,516戸ありまして、その内、口座振替は8,331戸です。918戸が自主納付の方になります。これの1割強の110戸をコンビニの対象世帯と考えていますとの答弁がありました。また、委員よりコンビニに振り替えようというのは、何件なのかとの質疑に、課長より1割程度の100件あまりですとの答弁がありました。

また、委員より、委託料482万2,000円の水質検査委託業務、水道施設保守点検、水道施設保安管理委託業務の内訳と、どのような調査方法で、こういうことをやっているのか。それは何の法律に基づく検査ですか、水道法に基づくものかとの質疑に、課長より、水質検査委託業務というのは3カ月検査であるとか、水質の原水と塩素滅菌等をして、すぐに飲める水等を検査します。どれも水道法に基づく検査が義務付けられたものですとの答弁がありました。

また、委員より水質検査の費用はいくらですかとの質疑に、課長より211万3,500円です。

定期的に点検することが義務付けられていますとの答弁がありました。

また、委員より水質検査委託業務ですが、この水質検査と今回、条例改正の議案が提出していると思いますが、それは給水人口に比例して、水量を1万6,295立方メートルから1万4,800立方メートルに減量していますが、この水質検査はどういう検査方法でやっていますかとの質疑に、課長より、毎年の決算において、それぞれの水源地の使用水量を足していますが、直近の実際に使用されている水量を参考に見込んでいますとの答弁がありました。

また、委員より水質の検査方法は、それと水源地の中から水をとって持ち帰り検査していますかとの質疑に、課長より検査方法については、三重県環境保全事業団に委託しており、技術員も同行して取水等を行い、その後、事業団に持ち帰って検査をしていますとの答弁がありました。

また、委員より上水道配水管布設替・支障移転工事実施設計業務として、300万円計上していますが、これは何に使うものかとの質疑に、課長より、県の工事の予定があって、移設して欲しいという依頼がある場合、町が占用させていただいている関係から、移設しないといけない場合があり、建設課等をお願いして、工事費等も積算してもらうための設計料を計上していますとの答弁がありました。

また、委員より三浦浄水場設備更新事業実施設計業務の1,300万円は、どういう事業ですかとの質疑に、課長より三浦浄水場はポンプ能力が弱く、また設備もかなり老朽化していますので、耐用年数が経過したもの等を更新していくための設計費用になりますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論、採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第38号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第7号）を審査いたしました。質疑があり、委員より町長杯について、長期的に行う事業のとっかかりとして考えてよろしいですかとの質疑に、課長より町長杯は紀北町の冠を付けて、新しく開催しようとする大会で、スポーツ交流の拡大を図るものです。この大会は、できるだけ継続して開催していきたいと考えていますとの答弁がありました。

また委員より、津波避難看板ですが、スポーツ施設から津波避難場所に誘導するための看板だと思います。そのほかにスポーツ交流で来ていただいている宿泊していただくための民宿などもあるかと思いますが、それらも含めて考えている事業ですかとの質疑

に、課長より津波避難看板は、沿岸部のスポーツ施設に設置するものです。宿泊施設での避難誘導は各施設で、万が一の場合に備え、お客様の誘導を考えて避難路を示したチラシなどをつくっているところもありますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論・採決に入り、反対、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上です。ありがとうございました。

以上で、本委員会に付託されました19案件について、審査の経過と結果報告を終わります。長い時間、ありがとうございました。

東清剛議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

東清剛議長

暫時、休憩いたします。2時15分まで。

(午後 2時 00分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 16分)

東清剛議長

続いて、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を行います。議案第1号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第2号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第3号 紀勢自動車道地域振興施設条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による関係条例の整理に関する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第5号 紀北町行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第6号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、議案第12号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についての質

疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第22号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第24号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設建設工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第27号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算(第6号)について、総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算について、総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第38号 平成26年度紀北町一般会計補正予算(第7号)について、総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

議案第14号 紀北町立保育所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 紀北町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 紀北町保育の実施に関する条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算(第6号)についての教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第30号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第31号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第32号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第35号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第36号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第37号 平成27年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第38号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第7号）についての教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了しました。

日程第4

東清剛議長

これより、討論・採決に入りますが、今定例会から記録を残すことになっておりますので、挙手については、きちんとわかりやすく挙手されるようお願い申し上げます。

これより、各議案の討論・採決に入ります。

それでは、日程第4 議案第1号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第1号 紀北町教育長の給与等に関する条例の反対討論を行います。

これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる教育委員会制度改悪法の施行に伴い、条例の整備を行うものです。国の制度改正に伴い町条例を変えるものですが、教育政策の大本となる大綱の決定権を首長に与え、教育委員長を廃止し、教育長の任命権も首長に与えます。これは教育委員会と教育長との関係を逆転させ、教育委員会を首長任命の教育長の支配下に置くものです。

元々教育委員会は、戦後直前に二度と戦争に子どもを、お国のために血を流させない、そういう子どもたちに教えた戦前の中央集権制の教育行政を改め、教育の自主性を守るため、教育行政を首長から独立させたものです。その後、公選制が廃止され教育委員会の形骸化が進んでしまった一面もあります。それでも教育委員会の首長からの独立性を今回取り上げることは許せません。安倍政権による、海外で戦争できる国づくりのための教育への介入が進められておりますが、この条例改悪によって、国、町議会、町長、三位一体の政治的介入が強化されることが懸念されます。教育は教員と子どもの人間的なふれあいを通じて行われるもので、そのために教員の自由や自主性が欠かせません。だからこそ憲法は政治権力による教育内容への介入、支配を厳しくいさめてきました。従って、教育行政の自主性を損ない、現場を萎縮させる本条例には反対いたします。

議員各位の賛同を求めて、終わります。

東清剛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。もう少ししっかり手を挙げてください、まっすぐ。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

ありがとうございます。賛成多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

東清剛議長

次に、日程第5 議案第2号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

東清剛議長

次に、日程第6 議案第3号 紀勢自動車道地域振興施設条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

東清剛議長

次に、日程第7 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

東清剛議長

次に、日程第8 議案第5号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

東清剛議長

次に、日程第9 議案第6号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

東清剛議長

次に、日程第10 議案第7号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

議案第7号紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この条例の一部改正は、おぎゃあと産まれた赤ちゃんからお年寄りまで、すべての日本国民と中長期滞在の外国人を含めた、日本居住者一人ひとりに、識別番号、別名マイナンバーを付ける仕組みでございます。これまで年金や医療、介護など制度ごとに違う番号で管理・運営をされてきました。国民のさまざまな情報がマイナンバーを通じて、1つに結びつけられております。対象となる情報は、社会保障や税金、雇用、奨学金貸与の状況まで、広範囲にわたります。国や地方自治体が住民の多様な納付、給付状況を把握することを可能にしてしまいます。これは税と社会保障の一体改革の関連法でもあるマイナンバー法は給付の適正化と運営の効率化による社会保障費削減・抑制を最大の導入目的としてい

ることも問題です。しかもマイナンバー制度は、一体改革を要求する経団連が社会保障支出の徹底的な合理化、効率化のために、導入を強く求めてきたことから社会保障給付抑制の道具に使う狙いは明らかだと、私は考えます。

内閣府の世論調査でも、7割以上の方が個人情報の漏洩によるプライバシー侵害、個人情報の不正利用による被害に不安を感じているとしています。

ベネッセコーポレーションで明らかになった個人情報の大量の漏洩事件は、最大約2,070万件もの情報が漏洩した可能性があるとして、同社が説明をしていますが、いまだにその原因も明らかになっておりません。このような情報漏洩防止対策も極めて不十分であります。番号制度が必要という立場の研究者からも、多くの情報を1つに集中させるのは、プライバシー保護の観点から見て、絶対にやってはいけないことと危惧する声が強くなっておりま

す。しかも制度導入に6,100億円もの経費がかかると試算された内容も詳細は不透明であります。歯止めのない税金投入になる恐れも強く、まさに国民にとって有害無益の事業であると思います。国のいいなりの事業支出はやめるべきであると、皆様のご賛同をいただきまして、この議案について反対していただきますよう、壇上からではございますが、お願いを申し上げまして、討論を代えさせていただきます。

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

東清剛議長

次に、日程第11 議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

本条例改正は、昨年、人事院勧告に基づき2014年分として、月例級平均0.3%、一時金0.15カ月分の引上勧告を行いました。この引上げは7年ぶりとなるものです。しかし、この引上げは、アベノミクスによる円安や消費税増税による物価上昇にも追いつけず、実質的には賃下げに止まっていると言えます。合わせて、今回、人事院は安倍政権の賃金抑制政策に迎合して給与制度の総合的見直しを、2015年4月実施を勧告しました。この見直しは民間賃金水準が低いとされる12県の官民格差、この12県の中に三重県も入っておりますが、給料の水準を平均して2%引き下げるものです。

地方の民間賃金に重大な影響を及ぼし、地方公務員の賃金水準の引き下げは、地域の経済に負の影響を与えるものと思います。また、地方公務員労働者の生活にも大きな影響を与えます。人事院が第三者機関としての役割を放棄し、政府のいうままになることは、人勧制度の崩壊にもつながります。公務員は労働基本権がない中で、労働者としての権利と暮らしが守られなくなります。

以上の理由により条例改定には反対いたします。議員各位のご賛同をお願いして、私の討論を終わらせていただきます。

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12

東清剛議長

次に、日程第12 議案第9号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手

願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13

東清剛議長

次に、日程第13 議案第10号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14

東清剛議長

次に、日程第14 議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15

東清剛議長

次に、日程第15 議案第12号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16

東清剛議長

次に、日程第16 議案第13号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17

東清剛議長

次に、日程第17 議案第14号 紀北町保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18

東清剛議長

次に、日程第18 議案第15号 紀北町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第19

東清剛議長

次に、日程第19 議案第16号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第20

東清剛議長

次に、日程第20 議案第17号 紀北町保育の実施に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第21

東清剛議長

次に、日程第21 議案第18号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第22

東清剛議長

次に、日程第22 議案第19号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第23

東清剛議長

次に、日程第23 議案第20号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定に

ついてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第24

東清剛議長

次に、日程第24 議案第21号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第24 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第25

東清剛議長

次に、日程第25 議案第22号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第25 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第26

東清剛議長

次に、日程第26 議案第23号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第26 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第27

東清剛議長

次に、日程第27 議案第24号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

東篤布君。

12番 東篤布議員

日程第27 議案第24号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定について、反対討論させていただきます。

当初、この高速道路が決定された時に、それでまた工事がどんどん進捗してくる時に、町として一番大事なことは、どこにいわゆるドライブインをつくるかというのも議題になりました。議会も、視察に行ったことがあるんですね、各ドライブインを。それでドライブインの実情の中で営業をやっておられる方々の話を聞いて、ドライブインでの営業はなかなか難しかろうということでした。

そういうこともあって、いわゆるドライブインの設置は、町側からは国土交通省にも、ネクスコにもお願いしませんでした。当時、議会も動きませんでしたね。それで、その後、土捨場も兼ねて三浦のエリアに国土交通省が土捨場をつくりたい。ただ捨場というのではいかんから、トイレを設置したい。いわゆる水道が、奥伊勢からないわけですね。トイレ休憩するところは。そこで、トイレができる。それで、国土交通省にそこに、こういう施設を建ててくれませんか、町から申し上げたところ、無下もなく断られた。建てなければ自分たちでどうぞということでした。

ただ、建てるのはいいけども、議会としてはいろんなドライブインを見てきて、なかなか営業は難しいんだということでした。ただ、指定管理者制度にすれば、何とか乗り越えられるんじゃないかと。ただ、そういう物品販売の場所だけではなくて、防災用のですね、最終的な避難施設、バックアップ施設としても利用したらどうかという提案がなされて、それならばいいのではないかなということ、私もこの施設を建てることには賛成させていただきました。

ただ、その後、予算が出てきた時にですね、その建物ができた時に、どういった形で運営していくんだと。指定管理はよくわかっていましたよ。どういう形で運営していくんだと。例えば指定管理者制度にするにしても、どういった形で募集するんだ等々の意見を申

上げましたけれども、一向に方向性は示されず、商工会と相談しておるんだということで、予算が出てきた。そういう将来のですね、いわゆる方向性をしっかりしないで、予算をあげてくるということは、町民の皆さんも納得できないということで、私はその時点から反対させていただいたわけです。ただ、その後、方向性がしっかりされて、今回でも指定管理者もいいんですけれども、過去の問題点等々もいろいろ申し上げて。それで今回出てきてですね、納得できるものであれば、賛成させていただこうと思っておりましたけれども、丸きり商工会に一任した状態でありました。

であるならば、当初からこの運営方針については、すべて商工会にお任せしたんです。その方向でいくんですと町長がおっしゃるならば、1つの方向性ですから、それはよからうと思いますよ。商工会と相談しながらと、こうおっしゃっておったにも関わらず、これじゃあ商工会に丸投げ状態ですよ。それで、なおかつ、これをですよ、みえ熊野古道という、熊野まで商工会は合併しましたですよ。この紀北町として考えるならば、この紀北町の名品というか、産地のものをですよ、売ってかないかん。どこまでの物も売っていくのかということですね、商品も。この商工会のエリアだけの物を売っていくのか。利益の追求するためにですよ、全国の名品、どんなものでもかまわんで売っていくのか、それもわからんわけです。

もう1つ問題は、商品を出させていただくけれども、何%でね、出せるのかと、そこも不明でしょう。これだけの町民の税金を使ってやる以上はですね、もっと明確にしてかないかんと思います。いわゆる計画性のない施設といいたいまいしょうか、そういう方向性で進んできたように思います。私は、これは当然、議会で可決されると思いますけれども、今後このような無計画なですよ、状態で予算を投入することはやめていただきたい。何もみえ熊野古道 J A P A Nで悪いって言うてるんじゃない。ただ、当初からこういった形で募集をするんだとか、どこにお任せするんだとか、方向性のないままでね、進んできたことに、私は異論を持っていましたし、今回も一切、もう、議会も知らない、執行部も知らない。商工会が決めてきたから、こうするんです、こういうことです、説明はですよ。なおかつ、これでどんだけのパーセントの手数料を払って、どこが出せるかも明確にされてないわけじゃないですか。

例えば商工会に入っていない方々もおるわけですよ、この地域にね。その方々のものは受け付けてくれるのか、くれないのか、それもはっきりしてないでしょう。ちょっとね、やっぱり将来、建物を建てる、予算を投入する以上は、我々議会としても、住民説明して

かないかんわけです。これが決定するまでに何度も、いろんところで、どういった形で商品を出せるんだと、いろんな質問を受けましたけれども、まだ、どういった形です、委託管理をお任せするかという方向性も決まってないんです、これしか住民説明できなかったわけです。私は今後このような事業の進め方を、気をつけていただきたい。そういった思いも込めてですね、今回、これでもそうでしょう。何%で、手数料で出せるか、それもわかってない。これやった方は必ず得しますよ。委託管理のお金をもらってね、なおかつトイレ掃除から何もかも町でやってくれるんでしょう。大きなトイレについても、国土交通省がしてくれる。施設のトイレも町が何百万も金を払うわけです。それでなおかつ委託管理料って言って、30何万、払っていくわけです。

もしこの業者がですよ、皆さんの商工会の皆さんから、商品を出していただいて、40%とるんですと言った時に、どこで誰が歯止めをかけるんですか。ブレーキをかけられるんですか。そういうようなことも規約に何も書かれてないでしょう。だから、前のような道の駅のような轍を踏まないために、きちっとしてきましょうよと、僕は言ってきたわけです。だから、こういう不信を持つようなね、予算の出し方はやめていただきたい。そういった思いを込めて反対させていただきます。以上です。

東清剛議長

次に、原案に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、反対討論される方はありませんか。

2番 原隆伸君。

2番 原隆伸議員

2番原隆伸です。私は、紀勢自動車道の地域振興施設の指定管理者の指定について、反対というよりもですね、むしろここに関わる、特に国の国交省の便所の管理について、町から業者に支払うと。例えば町から国に払うのであれば、国に窓口はできますけれども、業者に払うのであれば、国との、国に金を払うの。

すいません、私の勘違いかも知れませんが、勘違いなら勘違いで、ちょっと聞いてください。国の国交省の管理費について、国が払うかわりに、国の土地の借り賃として、町が業者の要するに国の出すべき管理費を、町が肩代わりして出すということであるとするならば、もし万が一、そういう状態であったとするならばですね、国とのパイプが直接

的にはないものですから、ずっと300数十万ですね、払い続けていかなければならんと。それで、借り賃ですから、これはあくまでも、何年、払ってもですね、町のものになるわけでもなし、いつまでも借り賃、ランニングコストだけがかかるという形になりますんで、どうしてもこういうものは、ランニングコストをいかに削っていくかということが重要でございますので、そこら辺を十分に考えて、やっていってほしいなと、こう思います。以上です。

東清剛議長

ほかに反対討論される方、反対討論。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

議案、24号やったな、24号に対しての反対討論をさせていただきます。

私はですね、この施設に関してのいろんなことに関しては、賛成の意向であります。しかし、この指定管理者の指定に対して、私は反対したい。今回、このためにですね、先ほど前者議員も言ったけども、商工会を中心に話をしていたけど、この指定管理を商工会が受けるために社団法人を設立したと。

そして、商工会のたぶんあれは目的、僕は目的の積立だと思うんですね。8千何百万ある中から、3,500万を、3,400万を流用して、その財団のほうに回していると。しかし、これは私はね、どうしてもこれは、今回も商工会の会長にも話をするように申し込んであるんですけど、何故、この指定管理者を受けるために、社団法人を設立したのか。

だから、私はこの予算の時でも、企画のほうに、そういうような指導はしてないなという事だけは、念を押している質問をやってまいりました。ただ、この社団法人を何故、そんだけの高額な、商工会のですよ、基金をですよ、何故、流用してまでせんなんのか。500万円でも100万円でもできるんですよ。私は、もうこの財団法人は、ただある一部の者の天下りの組織みたいに、私は思っのかなわん。そのようなね、流れの中に、指定管理者としての本当の指定管理者としての立場があるのか。

それをまた、指定する町も少しちょっとおかしいんじゃないかなと、いろいろな話を聞くんですよ、先ほど前者議員も言ったように、いろんな売上の中から利益を出す。そやけど、商工会そのものは、今までのこの8千万どんだけの基金をですよ、利益をあげたらいかん組織が、何故ここまで貯めてきたかと。今、雇用の中でも、そんなら違法なことしとんのか、人材派遣もやっている、そういうところからも利益を出している。そんなら、これ

は違法じゃないのかなと。

この財団法人は何でそんなら、そのような目的を持ってやるのか。年間ですよ、売上もですよ、1年目は1億8,000万ぐらいやったかな。2年からは2億、3億と、ドンドン、ドンドン増えるけど、そして、これが予想して、我々も議員として、こんな売上があがるはずはないやないかということは議論やってきた。議論もやってきた。そして、財団法人の定款に対しても、誰が責任とるんだと。だから、これは、私は臨時総会をやったけど、商工会は、もう一度やり直しせないかんと思っとる、これ。みんなの商工会員の会員には、伝わっておらん。何人のそんなら議員が出席したのかと。そこに大変な、怒りを感じとる。

だから、そういうところの中で、商工会に財団法人をわざわざつくらせてと言ったら、指導してないというからね、つくってまでやってきた商工会に、何故、指定管理者として指名せんならんのかと。指定せんならんのかという強い怒りを、私は持っています。これはもう一回、商工会の方々にきちんと説明をしてですね、やり直しするぐらいの責任の範囲を、きちんと定款に書いてあったらいいけど、何も書いてない。

だから、そういうことの中で、私はどうしても、今回はこれに対しては反対させていただきます。

東清剛議長

次に、反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第27 議案第24号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

賛成多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第28

東清剛議長

次に、日程第28 議案第25号 紀勢自動車道地域振興施設建設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第28 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第29

東清剛議長

次に、日程第29 議案第26号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題とします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。奥村仁君。

3番 奥村仁議員

日程第29 議案第26号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、賛成の立場で討論させていただきます。この議案に関しては、質疑もいたしました。内容としては、矢口浦漁港海岸部分において、事務費の部分で減額をされております。これまでも最優先に進めると言っている用地取得に関わる積算業務、用地費などが減額されていることから、業務を進めていく姿勢に対し、非常に疑問を持つところがあります。

しかしながら、議案としては全体予算の増額となっていることから、現在、進められている事業が少しでも早く進み、災害から町を守るための整備を進めるべきだと考えられることから、今後、今まで遅れてきている部分の事業を早急に進め、平成28年度には用地取得を終えるとの、本会議や常任委員会での答弁、委員長報告に期待いたしまして、賛成をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

東清剛議長

ほかに賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第29 議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第30

東清剛議長

次に、日程第30 議案第27号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

東篤布君。

13番 東篤布議員

議案第27号、山本やでな、仁君に負けんとやらないかんし、十何年来といいましょうか、私が議員にならせていただいたのが、平成15年でしたけれども、その以前から、そこに4m道路があるよということですね、町のほうの建設課で、建設許可をいただいて、建てた方がおられます。でも、実際に家を建てたところがね、道路じゃなかったんです。私は何故、その道路のないところに建設課は建築許可を出したのか、不思議でならんのですけれども、それでもやっとのことで、尾上町長になって腰をあげていただきまして、それで、やっとのことでできるようになったわけです。これは感謝を申し上げます。

感謝を申し上げるとともに、1つだけお願いがあるんですが、水道管ね、向こうから来るの知っていますよ。でも、こちら側からもやっていくほうがいいんじゃないかなと思うわけです。

常に道路をつくる時には、建設課だけではなくて、水道課とも常に協議をして、今現在、紀北町の配管図があるはずですよ。でっかいね、こんなでかいのあるんです。それを見て、老朽化ももちろんですけども、新たな道路計画をする時には、水道管の設置は当然と、必然と考えるので、考慮してやっておいてください。後から掘り返してすることのないようにしていただきたい、このように思います。ちょっと要望も含めて賛成討論させていただきます。ありがとうございました。どうも。

東清剛議長

ほかに賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第30 議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第31

東清剛議長

次に、日程第31 議案第28号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第31 議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第32

東清剛議長

次に、日程第32 議案第29号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第32 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第33

東清剛議長

次に、日程第33 議案第30号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

東清剛議長

賛成討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

東清剛議長

討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第33 議案第30号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第34

東清剛議長

次に、日程第34 議案第31号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第34 議案第31号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第35

東清剛議長

次に、日程第35 議案第32号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第35 議案第32号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手

願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第36

東清剛議長

次に、日程第36 議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算の反対の立場で討論いたします。

安倍政権の消費税増税と、社会保障の解体路線が町民の暮らしを直撃しております。紀北町はその社会保障の改悪を、そのまま町民に押しつけております。防波堤となっておりません。紀北町、私どもが行いましたアンケートでも、町民の7割を超える方が、生活が苦しくなったと答えております。年金は減るばかりなのに、負担ばかり増えて困る。これ以上、消費税が上がったら、生活できへんなど悲鳴が一杯です。政府統計でも実質賃金は、19カ月連続して低下し、家計の落ち込みも深刻で、通帳残高を眺めて悲鳴の声があがっております。今こそ紀北町が国の悪政から町民を守る防波堤となるべきです。安倍政権は今年も消費税8%への増税にあえぐ国民に対して、追い打ちをかけるように、入院給付費の大幅値上げや、国民健康保険の都道府県化など、社会保障の大改悪を指導させ、医療、介護、年金、社会保障の全分野での改悪を具体化しようとしております。

そして、消費税も17年の4月には、10%へと上げられようとしております。こういう事態にも関わらず紀北町の今年度の予算には、町長が重要視する若い世代を応援する子育て支援にも、子どもの医療費無料の拡大や、若い方が望んでおりますインフルエンザ予防接種への補助など盛り込んでおりません。また、70歳から74歳までの方の医療費の窓口負担

は、4月から2倍になりますが、その助成の検討も行われておりません。

年金が減らされる一方の高齢者、また給料は下がるかといっても上がらない若い人たち、負担増だけが押しつけられております。

国民健康保険についても、国は消費税を財源にするとはいえ、公費を導入しなければ、もはや国民健康保険制度は維持できないと、負担軽減に踏み出す予算を組みましたが、これらも取り入れておりません。紀北町でも公費を投入して、国民健康保険料を引き下げるべきです。鳥羽市では、今年1億3,000万円を公費投入し、年間1世帯3万円の引き下げを実現しております。紀北町でもやろうと思えばできないことはないと思います。

介護保険では、紀北広域連合で介護保険料の引上げが提案されました。一部の高齢者の利用者の負担を、1割から2割に引き上げることも、高齢者が安心して介護を受け入れられない大きな要因となるばかりです。さらに社会保障と税番号制度関連システムの関連及び改修は、国が税や社会保障の情報を一括管理し、プライバシーの漏洩などが危惧され、導入すべきではありません。

また、町長は所得の高い人は辛抱して欲しいといい、町職員の給与関係についても、所得の高い管理職は値上げの対象から外しました。子どもたちの医療費助成についても、一定の所得以上の世帯を対象から外しております。町長は就任以来、すべては住民目線で、すべては住民とともにを、基本方針に掲げておられますが、これらを見る限り、とてもそのような方針に立っているとはいえません。今こそ町民の切実な要求の実現と、生活の向上をめざし、町民の懐を温めて、改めて町民目線での施策とは何かを、共に考えていく時ではないかと思えます。今ほど、国の施策が町民の生活に大きな影響を及ぼしている時はないのではないのでしょうか。だからこそ、紀北町は国の悪政から町民の暮らしを守る防波堤となり、住民福祉の増進という地方自治体の本来の役割を発揮すべきであると思えます。

以上、私の反対討論とさせていただきます。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

東清剛議長

次に原案に賛成討論される方はありませんか。

3番 奥村仁君。

3番 奥村仁議員

議案第33号 平成27年度紀北町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

平成27年度は、紀勢道地域振興施設の供用や合併10周年事業、海山消防署の移転、中州

地区の避難タワーの建設、本地地区においての健康増進施設を含む町民プール、避難ビル建設計画、また地方創生事業に関わる予算が生まれ、今後の紀北町の経済の振興や福祉の向上について、新たな動きを出していく事業がたくさん含まれています。

また、矢口浦漁港海岸事業においても、1億円を超える予算を組んでいることから、後れを取り戻す前向きさが伺えることと思います。ただ、海山消防署の移転に関しては、急いで進めていく事業でもありと考えられますが、場所や高さ、進入路の浸水対策などさまざまな点において、まだまだ検討し、より良いものにしていく必要があると思うことから、消防議会をはじめ紀北町議会との意見交換を密にするため、全員協議会などをしっかり開催し協議し、進めていくことが必要と思います。

この当初予算により、紀北町民の生活がより明るいものとなっていくことを期待して賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

東清剛議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

11番 奥村武生君。

11番 奥村武生議員

奥村であります。この議案に賛成の立場で討論することです。

今回の当初予算についてはですね、住民の問題点こそありながらも、多々十分問題点がある、かなりの問題点があります。しかしながら、問題点を抱えつつも前進をしていくという立場で評価するものであります。ただ、その中であってですね、私は消防議会において、2回にわたって、2011年3月11日の東日本大震災を目の当たりにし、通常業務を町の中に残し、高台移転を強く主張してきたところでもあります。その予算が一部認められたもので、その中であって、納得のできない部分があるわけでもあります。

問題点は、おそらく、この中防が出したですね、この理論上の津波浸水図において、おそらく討論された、判断されたと思うんです。しかしながら、この中には、この図で色が塗られていた場所にも浸水が発生したり、浸水がさらに深くなったりする場合があります、この図で示されている浸水範囲や浸水深は、あくまでも1つの目安として考えてくださいというふうにあるわけです。

したがって、この瀬戸際ですね、浸水場所と、瀬戸際のところへ消防署を建てるということについてはですね、もう一度検討しなければならないというふうに考えるわけです。そのことはですね、歴史からも証明されているわけでありまして。今ほぼ明らかになっているのはですね、1707年の宝永の地震は、もう紀伊長島及び海山において、10mをやや切る程度の津波がきております。歴史的にですね、ほぼ白鳳地震、それから正平地震、それから宝永地震が超巨大地震と言われているわけです。それがもう明らかになってきております。堆積物の調査からね。

それで、その時期が既に、南海トラフ全域にわたる巨大地震の周期が、もう周期に入っているということは、もう学者も、そして中央も懸念しているところです。であるわけです。

それから、歴史的に記録が残っているのはですね、明応地震であるわけですが、明応地震においてもですね、一律に破壊したわけじゃないんですよ。ある場所においては、静岡県ですけども、ある場所においては、18mのところがあったわけです。

それから、もう1つ23m、海岸線で23mがあったということも、東京大学地震研究所の都司先生の著書の中に、直近のに書いてあります。その理由はですね、全域が平等、1つの500キロなら500キロ、全般にわたって破壊するのであれば、この中防の言ったとおりになるわけです。ところが部分的にコアというらしいですけど、部分的に50mも滑るというようなところが、東北でもありましたし、その当時もあったわけです。狭い範囲で目茶苦茶な滑りが起きると、10mや15mどころか、20mの場所も津波が押し寄せるということが、歴史的にも明応地震で証明されているわけです。

翻ってですね、2011年3月11日の震災を受けて、中央防災会議は6月28日、2011年の6月28日にですね、歴史的な誤りを総括しているわけです。その歴史的な誤りというのはですね、プレートの中のどこにアスペリティーがあるのかということのみ、地震学者の言うことを信用してですね、そこに一挙して対策を進めてきたということです。ところが、6月28日に出したのは、その結論の出し方が間違っておったと。いわゆる過去の歴史を振り返って、そして堆積物を調査し、どこまで津波がきたかを振り返るべきであったという歴史的な総括をしているわけです。

だから、その時点で、各都道府県にあっては堆積物の調査をしてですね、それに基づいて対策を講じなさいということに決定しておるわけです。警告を出しております。当町においては関係することにおいてはですね、宝永地震が1707年の宝永地震が10mというふ

うに言われておりますけども、元須賀利の高知大学の岡村先生をはじめ調査した結果では
ですね、宝永地震をはるかに凌ぐ倍以上の高さの津波が来ているということも、歴史的に
証明されたわけです。

だから、そのことを鑑みればですね、もうこのような理論的なことで、ここが津波が来
ないだろうと、消防署を建てるような意識が、来ないだろうという考えに基づいて、考え
るということは、極めて住民の命と健康を守る行政としてはね、100%間違っているとい
うことを、私はこの場を借りて申し上げます。

しかしながら、今、言ったように、消防議会においても、1日も早く予算を付けてです
ね、消防を高台にもっていかなければならないとしたことでもありますし、私はこのそう
いう点で、この予算に賛成したわけでございます。

以上でございます。

東清剛議長

ほかに賛成討論をされる方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第36 議案第33号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手
願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

東清剛議長

ここで暫時、休憩いたします。55分まで。

(午後 3時 42分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 55分)

日程第37

東清剛議長

次に、日程第37 議案第34号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第37 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第38

東清剛議長

次に、日程第38 議案第35号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第38 議案第35号につきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第39

東清剛議長

次に、日程第39 議案第36号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第39 議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第40

東清剛議長

次に、日程第40 議案第37号 平成27年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」 と呼ぶ者あり)

東清剛議長

賛成討論される方ありませんか。

(「な し」 と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第40 議案第37号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手

願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第41

東清剛議長

次に、日程第41 議案第38号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

議案第38号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第7号）、反対討論としてお伝えをしたいと思います。

私は、この補正予算については、何故こんなに急ぐんだというのが、もう一番大きな不信なんです。というのも、国のほうも先行型事業として、町のほうもこれを受けてですね、何とか良いものをつくろう、情報発信をしていこうということは、よくわかります。

しかし、国のほうの考え方は、明確な事業も示さないで、緊急経済対策やということで、早くその具体的なものを出しなさい。これはやっぱり良いまちづくりをしようという、ふるさと創生の根幹である考え方に照らしても、本当に町として、皆さんの知恵を、総意を出して、やっぱり良いものをつくっていこうということにならないと、本物にはならないと、そういう思いでございます。

町のほうも、これに対応していく、各市町もそうでしょうけど、それしかないという上からの、国からの指示でですね、これにどうしても駆け足でも、本当に駆け込みでもやっついていかないかん。例えばプレミアム付き商品券、旅行券という購入の助成金等、国はメニューとして示しておられますけれど、国はやっぱりこれによって、国は5から10倍の効果

が出ると想像しておりますけれど、本当に練りに練った市町の経済対策、緊急経済対策として、国のほうにあげていく、この作業を慎重に素早くやらないと、駆け込みで、こういうものを旅行券を出したり、それは簡単ですけど、一過性のものに終わってしまう。

今、国は1,000兆円からの国債を抱えながらですね、本当に今の時代はともかくも、これから将来にわたって日本の国は、これ以上の国債を貯めると、借金だらけの日本になってしまうのではないかという、私は危惧をしておるところでございます。

この急いで出された振興基金は地域消費を喚起し、生活支援型は消費を喚起しながら、直接効果を発揮するものだと、それを対象に考えていくということが、基本になっておりますけれど、しかし、今、国のほうでは消費税の10%へ、さらなる増税、社会保障の改悪、TPP推進による中小企業や農林水産業を破壊する格差拡大のアベノミクスが、地方の衰退をさらに加速していることになってしまいうんではないかという思いの中で、断腸の思いで、この議案については、議案第38号については反対討論をしなくてはならない、そういう思いで反対討論をさせていただきました。どうか皆様のご賛同をよろしく願いを申し上げます。

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

反対討論をされる方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第41 議案第38号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

東清剛議長

ちょっと早くしてくださいよ、しっかり、まっすぐ、注意させんといってくださいよ、あまり。挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

東清剛議長

ここで、追加議案が提出されておりますので、追加議案、日程配付のため、暫時、休憩いたします。

(午後 4時 03分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時 05分)

追加日程第 1

東清剛議長

これら 3 件を日程に追加し、別紙議事日程表のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

これら 3 件を日程に追加し、別紙、議事日程表のとおり直ちに議題とすることに決定しました。

まず、追加日程第 1 発議第 1 号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より提案説明を求めます。

議会運営委員会委員長 平野隆久君。

平野隆久議会運営委員会委員長

それでは、紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

発議第1号

平成27年3月19日

紀北町議会議長 東清剛様

提出者 議会運営委員長 平野隆久

紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由といたしまして、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条が改正されたことに伴い、本条例を改正するというものであります。

次ページの改正内容につきましては、第20条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものであります。また、附則におきましては、施行日を平成27年4月1日とし、経過措置として現在の教育長が在任する間は、教育委員長が在籍する旨を規定しています。

以上で説明を終わります。

東清剛議長

以上で、提案説明を終わります。

これより議案の審議に入ります。

追加日程第1 発議第1号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2

東清剛議長

続いて、追加日程第2・第3の議案の審議にあたっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議案の審議にあたっては委員会への付託を省略し、本会議で審査することに決定しました。

それでは、追加日程第2 議案第39号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第39号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。本議案につきましては、今定例会の行政報告でも申し上げましたとおり、下田副町長が平成27年3月31日をもって退職されることから、三重県に職員の派遣を要請していたところではありますが、このほど候補者として推薦を受けましたので、平成27年4月1日から新副町長として竹内康雄氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

竹内氏は、平成元年4月に某民間企業の勤務経験を経て、平成5年4月に三重県に奉職し、現在は企業庁企業総務課課長補佐を務めております。市町行政にも造形が深く、人格、識見ともに優れ適任者であると考えますので、新副町長として選任することについて、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

東清剛議長

以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

賛成討論をされる方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、議案第39号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

副町長の選任について、議会が同意した時は、議会の申し合わせにより本会議において挨拶することになっており、竹内康雄氏からご挨拶をさせていただきたいという町長の申し出をいただいております。少し時間をいただき発言を許可することにしたいと思いますので、ご了承ください。

それでは、竹内康雄氏の出席を許可いたします。

ご苦労さまでございます。

ただいま副町長の選任議案が同意されました。

挨拶につき、発言を許可いたします。

竹内康雄氏

お許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。私、竹内康雄でございます。先ほどは、副町長の選任につきまして、ご同意を賜わりまして、誠にありがとうございます。私、以前ではございますが、尾鷲の庁舎のほうで3年間、勤務をさせていただいておりました。また、今回、ご縁をいただきまして働かせていただくということになりました。甚だ微力ではございますが、紀北町のため一所懸命、働かせていただきたいと思います。というふうに考えておりますので、議員の皆さまにおかれましては、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

東清剛議長

竹内康雄氏におかれましては、副町長の職務について、よろしくお願い申し上げます。

これで退席をしてください。

どうもご協力ありがとうございました。

それでは、議事を進めます。

追加日程第3

東清剛議長

次に、追加日程第3 議案第40号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者からの提案説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの副町長の選任につきまして、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。新たに着任する副町長と協力し、今後も町政運営に邁進してまいりますので、議員各位におかれましては、温かいご支援、ご協力をいただければ幸いに存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、次に、追加上程いたしました補正予算案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第40号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ49万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,104万4,000円としたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、財政課長に説明をいたさせます。慎重審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

東清剛議長

続いて内容説明を求めます。

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

それでは、議案第40号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

平成27年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,104万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の総額の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月19日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳出からご説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、49万1,000円を増額し7億5,931万7,000円とするものでございます。これは紀北広域連合の障害者支援事業特別会計の紀北作業所嘱託職員採用等に伴う市町負担金の増でございますが、平成27年度にくろしお学園から紀北作業所に5名の入所希望があり、内3名が重度障がい者ということであったため、紀北作業所として責任を持って安全に受け入れるかどうか、利用体験などを含め、詳細な実態調査を慎重に行いました。その結果、3名の受入にはマンツーマンの支援を要し、新たに3名の嘱託職員の確保が必要となるものの、監事会で諮った結果、嘱託職員を動員して受け入れるべきという結論に達しました。

これらの検討調整に時間を要したため、本町の当初予算に所要額を反映するにはいたりませんでした。保護者は早期の入所を希望されており、それに応えるための費用を広域連合の当初予算に盛り込む必要が生じたので、今回、受入に伴う両市町の負担金について予算の補正をお願いするものであります。

次に、その財源となる歳入でございますが、6ページにお戻りください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、49万1,000円を増額し、4億8,004万3,000円とするものでございます。今回の補正の所要財源とするため財政調整基金を取り崩して対応しようとするものでございます。

以上で、平成27年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

東清剛議長

以上で、議案の提案説明並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 議案第40号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

ここで、この3月31日をもって退職されます下田二一副町長から、ご挨拶の申し出をいただいておりますので、許可することといたしたいと思います。よろしく願いいたします。下田副町長。

下田二一副町長

それでは、議長のお許しをいただきましたので、少しお時間をいただきまして、今月末をもって退任させていただくにあたり、皆さま方にご挨拶とお礼を申し述べさせていただきますと思います。

私はほぼ2年前、平成25年4月にこちらのほうに、副町長として赴任をさせていただきました。前にもお話したかもしれませんが、10年ほど前にこちらの地域で仕事をさせていただいたこともありまして、2度目の赴任ということで、さほど大きな不安を持って、こ

ちらにまいったということではございませんでした。そのこともありましてか、本当に月並みではございますが、長いかなと思っておりましたけれども、本当に2年間というのは短く、あっと言う間に過ぎてしまったかなというような感じを持っております。

この2年間、議員の皆さまには、昨年、引退された議員さんも含めまして、いろいろとご指導いただきまして、また、各課長はじめ職員の皆さんにも、しっかり支えていただき、町民の皆さま方にもご協力をいただきまして、本当に微力ではございますけれども、尾上町長のほうを支えてくることができたかなと、本当に感謝をいたしております。

この2年間の仕事のほうをいろいろ振り返っておったんでございますけれども、本当にさまざまな仕事をさせていただきまして、本当に数え上げると限りがないということでございます。町のほうの第1次の総合計画の後期基本計画で、常々申しております3つのテーマ、安全・安心、にぎわい、人・地域の元気と、これに沿った重点プロジェクトに従いまして、例えば、今年度ですと、津波避難タワーですとか、避難ビル、あるいは消防署の移転、それから新しく屋内の温水プールも含めました健康増進のための施設、こういったものの検討に携わらせていただきまして、本当に勉強になりました。

また、仕事を離れますと、今年の2月でございましてけれども、町長と一緒に町民駅伝大会に出場させていただきまして、本当に大変でしたが、一緒に走らせていただきまして、非常にいい思い出になりましたし、それが一番印象に残っております。それ以外にもいろんなイベントに参加させていただきまして、本当に2年間、楽しく過ごさせていただいたかなと思っております。

4月からは、私は、県のほうに戻らせていただきまして、今度は県全体を見ながらの仕事させていただくということになります。しかしながら、紀北町のためには、しっかりと支援をさせていただけるところはさせていただきたいと思っておりますので、今後も引き続きよろしく願いいたします。

それから、最後になりますが、常々私は特に若手の職員さんには言わせていただいているんですけども、まず町を好きになってくださいということをおっしゃっていただいております。今後ですね、今年の10月には合併してから10年ということ、紀北町も迎えますので、議会の皆さま、それから執行部側、職員の皆さん、それから町民の皆さんも一緒になって、10年を節目に次の紀北町の新しい歴史というものを、皆さんでつくっていただいまして、本当に住みよい町をつくっていただけるということ、心からお祈りをいたしております。本当に2年間、お世話になりました、ありがとうございました。

東清剛議長

下田副町長には、平成25年3月定例会での選任以来、長きにわたり紀北町の特別職として、本町の振興・発展に尽力いただきましたことに対し、心から敬意を表したいと存じます。在職中は職員の意識改革に積極的に取り組まれ、自信を持って貫く副町長の教えを、職員一同、肝に銘じ、これからの職務に専念することと確信しております。

我々議員はじめ執行機関ともども町民が安心して暮らせるまちづくりに精進する心構えでございます。どうかこれからも紀北町の応援団として、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

何卒、健康に留意され、今後ますますご活躍いただきますことをお祈り申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

続きまして、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月3日に開会されました本定例会では、平成27年度当初予算ほか諸議案につきまして、本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、原案どおりご同意並びにご可決をいただき、誠にありがとうございました。

副町長の選任につきましては、全会一致でご同意を賜わり、4月1日に竹内副町長就任の運びとなりました。三重県庁での業務で培った経験と優れた識見を十二分に発揮していただき、職員とともに一丸となって、紀北町がめざすまちづくりに邁進していただけるものと思いますので、議員の皆さま方には何卒よろしくお祈りを申し上げます。

また、下田副町長におかれましては、2年にわたり町が抱えるさまざまな課題に対しまして、常に職員をリードしながら誠心誠意取り組んでいただき、あらゆる場面で私の支えとなっていたことに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。4月からは三重県に戻られるわけですが、ますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、今後とも紀北町の発展のため側面からのご支援を賜りますようお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

さて、あと2週間で新年度を迎えることとなりますが、より良い紀北町のまちづくりに向かって、今議会でご指摘のありました点も考慮しながら、心新たに職員とともに取り組んでまいり所存でございます。そして何より紀北町の山積する課題を的確に解決していく

ためには、議員の皆さま方により一層ご相談並びにご協議をさせていただかなければならぬ機会も多くなろうかと存じますので、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、町民並びに議員の皆さま方のご健勝をお祈り申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

東清剛議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

3月3日に議会を開会し、本日3月19日までの長期にわたる定例会も、本日、閉会を迎えることとなります。

この間、議員、町長以下、執行部の皆様には、一般会計予算、特別会計予算、条例制定等々の慎重ご審議いただき、厚く御礼申し上げますところでございます。

なお、今年度末をもって、退職される職員の皆様方におかれましては、長きにわたり、本町発展のためにご尽力賜りましたことに対し、議会を代表して深く感謝の意を表するとともに、心から御礼を申し上げます。

今後においても健康に留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、それぞれの立場でのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方のご健康、ご多幸を祈念し、定例会閉会の挨拶とさせていただきます。長きにわたり大変ご苦労さまでした。

東清剛議長

これにて、平成27年3月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時 29分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 6 月 9 日

紀北町議会議長

紀北町議会議員

紀北町議会議員